

道小情報・道中だより

号 外

令和6年12月23日

令和6年度

- ・意見交換会
- ・各課懇談会

発行

北海道小学校長会
北海道中学校長会

道教委との意見交換会・各課懇談会

8月5日(月)、北海道教育委員会と北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道公立学校教頭会の3団体が学校の現状について共有し、意見交換会・各課懇談会が行われた。そこでは、北海道教育委員会教育長をはじめ、北海道教育委員会幹部や各担当者、各団体の会長、役員、地区理事や幹事の参加のもと、各地区からの現状や課題について報告を受け、意見交換が行われた。その内容についてお知らせする。

意見交換会

※意見交換会の文体等について、北海道教育委員会HPに掲載されているものと同様としております。

13時30分 第2水産ビル3S会議室
(進行 田口 範人 義務教育課長)

「働き方改革の推進について」

北海道中学校長会 会長

河村 克也(岩見沢市立東光中学校)



河村です。よろしくお願いします。本日は意見交換会を開催していただき、道小、道中、道公教を代表して、中島教育長様をはじめ、道教委の皆様方に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今年は学校における働き方改革ということで、北海道教育に大きな課題になっている政策をテーマとしていただきました。

大変意義のある意見交換会になるものと私は大変期待をしております。学校における働き方改革を考える上で、やはりその目指すところは、1人1人の子どもたちの学びを支える教育の充実がゴールであるということを、きちんと抑えていなければならないと思っています。

在校時間の減少だとか、教師の学びの確保、定数改善、部活動の地域移行といったものは、その目的を達成するための手段なのだということを共通理解しながら話を進めていくべきなのだと思います。

今日は、北海道アクションプランの第3期をもとに、今後の取組の充実に生かしてまいりたいと考えています。全ては子どもたちの幸せのため、ぜひこの会を有意義なものになりたいと思っております。本日はよろしくお願いします。

私の勤めている岩見沢市立東光中学校は、令和5～6年の2年間、道教委の学校力向上に関する総合実践事業の指定をいただいております。ICT活用と働き方改革の推進についてのモデル作りに取り組んでおりまして、ICT活用による校務の効率化、それからコアチームによる組織的な業務改善について、一定程度成果が表れてきていると実感をしているところです。

特にアプリを活用して、保護者からの欠席連絡をもらう。それから学校からアプリを活用して、保護者に情報提供を行う。そういうことが去年からでき始めたということ。特に朝の時間など、本校は300名程度の学校規模ですが、欠席の電話が鳴らなくなったことで、先生方はすぐに教室に行って、子ども達の対応に当たることができるという効果が出てきています。

さらに、校務DXということで、最近はGoogle Chatを教職員間で共有し、教職員がどこにいても連絡が取れ、いろんな相談ができる環境が整ってきています。ちょうど今年から在宅勤務が各学校に導入されましたけれども、在宅勤務の開始と終了につ

いても、Google Chatを使って管理者の方で管理をしている状況になっています。ただ、在校時間というところではまだまだ目標には届いていません。

学校だけではこの改革は進められないということを実感しているところです。今日は、この広い北海道の中で、各地区から、いろいろなお話をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

北海道中学校長会 副会長

柴 田 真 琴 (仁木町立仁木中学校)



北海道中学校長会の副会長の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、職場環境の改善の観点から意見を述べたいと存じます。

まず、現状ですが、北海道教育委員会では、今年度、第3期の学校における働き方改革アクションプランを作成し、その中で、時間外在職を1ヶ月45時間以内、年間360時間以内にしています。その点につきまして、最新の公表されたデータからは、第1期アクションプランから大きな流れとして、徐々に改善の傾向で進んでいるところですが、依然として中学校の現場では長時間勤務の実態があると押さえています。

その中心的な業務については、何といたっても部活動の指導があります。その対応の一つとして、段階的な部活動の地域移行がありますが、これについては学校だけの対応がもはや難しく、各学校ではそれぞれの教育委員会とも連携を図りつつ取り組んでいるところでございます。

北海道教育委員会におかれましても、引き続き、ご指導並びにご支援を賜りたくお願いを申し上げるところでございます。

また、超勤の主な役職としてしましては、副校長や教頭先生です。こちらは、学校運営が適宜適切に行われるよう、情報を集約させる必要性から、一

定程度の対応も欠かせないと存じますが、情報が過多になりすぎないように、各市町村教育委員会や北海道教育委員会には、ご配慮いただけると幸いに存じます。

最後になりますが、一点、時間外在職等時間の調査の中で、危惧している点があります。それは休憩時間扱いです。

本校では、職員の休憩時間は部活動等の生徒がまだ在職しており、なかなか運用ができない状況です。休憩時間は労働基準法に定められたもので、実際に休憩した時間と北海道教育委員会のWebページには記載されています。あわせて、アクションプランの7ページの概要版の最後には、メンタルヘルスの対策との記述がありますが、休憩時間の改善と遵守は、職員のその対応にも繋がると存じます。

以上私からの意見です。どうぞよろしくお願いいたします。

北海道小学校長会 副会長

中 田 恭太郎 (真狩村立真狩小学校)



北海道小学校長会副会長をしております後志管内真狩小学校の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは北海道アクションプラン、ICTの活用による校務の効率化の現状について、私が所属しております後志管内を例にして、お話をさせていただこうと思います。

まず、会議資料のペーパーレス化、スケジュールのオンライン化については既存のシステムを使って、ほとんどのものをそのように変えることができている学校が、地区の校長会の調べによると80%以上となっており、比較的進んでいる項目と言えます。

思うように進んでいない項目として、教材のクラウド上での共有と、保護者等との連絡手段のデジタル化です。思うように進まない主な原因として二つの事が考えられます。一つ目として、各自治体教育

委員会から学校の状況理解や協力がもうひとつ得られない場合があるということが校長会での話題として挙げられています。

自治体のネットワーク構成に使用上の制限があったり、端末の配備や有料のアプリケーション、クラウドの導入が予算上見送られたり、デジタル化に関わる学校管理規則の改定が先送りにされたりする等、そのようなケースが散見されています。せっかくC4thがあるのに情報のやりとりができないという学校も複数確認しています。校務支援システム自体が導入されていない自治体も少なくありません。

原因の二つ目として、ICT活用に関する専門性を持つ教職員が少ないことに加えて、お恥かしいですが、40代後半以降のベテラン教員にICT活用の消極性が伺えるということが挙げられています。

どちらについても、学校経営上の課題として進めていくのですが、各自治体が主体的に目標を明らかにして、学校の状況に応じて、組織的に改善に取り組んでいただくことが今後の改善の鍵となっていると思います。

北海道教育委員会におかれましては、ICTに関する人的支援、情報提供、そして、各自治体の市町村教育委員会に、主体的な取り組みを一層に促していただきますよう、働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

また、道教委から市町村教委や学校への調査物や回答が必要なものについても、デジタルのシステムの中で収束できるように、より一層工夫改善をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

北海道中学校長会 副会長

裴 田 佳奈恵 (当麻町立当麻中学校)



北海道中学校長会副会長の裴田でございます。勤務校は上川管内の当麻町立当麻中学校 です。私

からは部活動休養日等についてお話させていただきます。

まず部活動休養日や活動時間の運用については、実態調査の結果からもご存知のとおり100%できているという結果が出ています。ただ実際のところはどうかと、本校を中心に上川管内の学校の様子を確認したところ、やはり、できているとはなっているのですが、実状としては少し活動時間が長かったり、前任の顧問の先生はこうであったとか、あの学校は練習試合をしているのにウチの学校はやらないのか、みたいなことで保護者や地域の方から話があったりして、なかなか実際にそれができていないところもあるという話を聞いております。実態としてはそういう状況がありますので、丁寧に保護者や地域の方に伝えながら、活動の方針を明確に伝えていくが必要かなと思います。

二つ目です。指導者や部活動指導員や外部指導者の活用についてですが、だいぶ多くの地域で取り入れてきていると思うのですが、やはりこれも上川管内は北部や南部といった縦に長い管内なので、なかなか人材の確保が難しいという状況にあります。これもまた生徒数が減少しておりますので、合同チームですとか、拠点校方式での活動などもありまして、複数校にまたがる部活動については、連絡調整ですとか、様々な手続きについて、担当教諭や教頭の業務に負担があるということを感じています。何かもっといい方法がないかと考えているところですが、これといったものは思い浮かびません。しかし、考えていかなければならないなと思っています。

最後に大会参加についてです。参加回数の上限を設けるとか、参加する大会を精査していくといったことが挙げられているのですが、これは学校だけではどうすることもできないことで、それからスポーツ団体にも理解してもらわなければいけないことだと思います。

さらには上川関連においては特に本校ですが、また、上川管内では、ソフトテニスの大会運営を教員において当麻中学校の教員に運営や開催を頼っている地域の団体がありまして、出場しないでおこうと思っても、そういう訳にはいかない、みたいな実態があるということをご承知いただけたらと思います。

全てにおいて丁寧な説明と合意形成が必要である

と思いますので、先ほども述べましたが人が変わっても、何事にもスムーズに取り組めるような、そういうシステムを作っていく必要があるなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

北海道小学校長会 副会長

村 井 亨(留萌市立東光小学校)



北海道小学校長会の副会長をしています。留萌管内の村井です。よろしくお願いします。私から学校行事の精選についてです。コロナ禍で感染対策を講じることで、図らずも時間短縮、内容の縮小を学校行事は進めてきたと思います。その中で学校として何を残すかということで、教育上真に必要なものを、各学校で検討する機会になったと思っています。

昨年度からアフターコロナに入り、全て元に戻るのではなく、その中で、各校いろいろなものを考えて行事の精選を続けてきていると思います。例えば運動会なのですが、それまではコロナの前までは1日日程の学校もたくさんあったと思うのですが、私は留萌管内なのですが、1日日程の学校はなくなりました。運動会が1日開催ではなく午前開催になると、当日も時間短縮なのですが、当然運動会に向けての練習も少なくなります。運動会に関わる提案や、打ち合わせ、準備の時間など、全部合わせて短くなるので、大変効果があつたなと思っています。

他の行事も各校の努力や工夫で精選されてきていると思っています。ただ、学校行事も年間トータルで60前後だと思うのですが、時間は限られているので、これまで何年も取り組んできた学校は、そろそろ縮小というか、軽減が難しい局面に入ってきているかなと感じています。

それから、地域や保護者の理解がなければ、学校行事の精選は進まないという学校もあると思うので、道教委には今後も北海道全体に学校の働き方改革の理解を促す取組の推進をお願いしたいと思

います。以上です。

北海道公立学校教頭会 会長

深 澤 一 寛(札幌市立札幌中の島小学校)



北海道公立学校教頭会会長を務めております札幌市立中の島小学校の深澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

北海道公立学校教頭会からは、職場環境の整備についてお話させていただきます。まず一つとして、勤務時間外の電話対応の見直しなのですが、北海道公立学校教頭会の令和5年度の調査では、「どのような職務にウエイトがかかっていますか。」の質問に電話の応対や業者との対応と回答した教頭は33.5%でした。電話対応をかなり業務負担と考えている教頭が多いことが分かります。対策としては転送電話や留守番電話などを導入している自治体があり、業務負担削減に繋がっています。

次に職務の整理についてなのですが、例えば一例として、学校のICT化については、整備担当者を教頭が担当する学校は、令和5年度の調査では、小学校で11.3%、中学校で11.1%となっており、減少傾向にあります。これも業務の整理が進んでいるのではないかなとわかります。

先日、全国公立学校教頭全国大会の高知大会に参加しました。そのシンポジウムの中で、東京学芸大学教育学部教授高橋純氏が、「業務は教頭が全て抱えるのではなく、誰と協働するかを考えることが大切」というお話がありました。

道内全体としても教頭昇任希望者の割合が低下しています。教頭のなり手不足は全道的傾向として強まってきているので、北海道公立学校教頭会としても、ウェルビーイングの向上を研究テーマの内容の一つに据えておりますので、教頭のウェルビーイングを高める働きやすさ改革を進めることで、教職員、保護者、子どものウェルビーイングも進めて

いけると考えております。

今後とも、北海道公立学校教頭会の活動にご支援とご理解、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【教育指導監 西口 昌司】

様々のご意見、本当にありがとうございました。冒頭に河村会長からお話があったように、子供たちの「幸せ」のために、学校課題の改善を図りたいという強い思いが伝わってきました。改革の目的は「子供たちの幸せのため」であるということが、自然に共有されていたことに敬意を表します。

今後とも個々のご意見を受け止めながら、どのような取組や方向性を示すことができるのか、子供たちの幸せのために、共に考え、共に行動する具体について真剣に考えてまいります。よろしくお願いいたします。

私からは、皆さんのご意見を受けて、全体で共有を図りたい点について確認させていただきます。先ほど、子供たちの幸せのために一人一人の学びを支えていくという意見がありました。周知のとおり、道教委では、働き方改革アクションプランの第3期において、重視する視点のトップに教職員の「ウェルビーイング」の向上と、「子供たちの学びの伸長」を位置付けています。教職員のウェルビーイングが高まることによって、子供たちのウェルビーイングも高まり、教育の質の向上につながっていくことが期待できるため、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングの向上が何よりも大事になるということです。

そして、3つの重視する視点には、それぞれ「自分事」、「自走」、そして「協働」が明示されています。前半の皆さんの意見をお聞きして、それらの重要なキーワードを自分ごととして捉えながら、コアチーム等により自由に意見を交換できる協働体制を構築し、働き方改革を少しでも前に進めようとする、リーダーとしての強い使命感も伝わってきました。

共有を図りたい点は、中長期的な改革については、成果が見えるまで一定の時間を要するため、短期的な取組によって成果が期待できる改革をスタートさせていくことにより、改革に向けた教職員の意識を強化し、働きやすさが整備されていく実感とともに、働きがいや生きがいも高めていくことも大事になるということです。その際に、効果的な取

組になる羅針盤のような役割を果たすのが他校や他の自治体の優れた事例や、Road、国の「働き方改革事例集」などです。特に、働き方改革事例集は、示されている取組みを行った時のおおよその削減時間が明示されているため、その削減時間を生み出すことを目的の一つとしてコアチームに働きかけることができ、説得力をもった提案や支援になることが期待できます。

さらに、その優れた事例を自校に最適な取組となるよう創意工夫することによって、教職員のウェルビーイングを高め、子供たちや地域のウェルビーイングに広がり、未来にわたって循環していくと考えられます。実際に、私が学校訪問を行っている中で、地域全体のウェルビーイングを高めている優れた取組に出会うことができました。

例えば、後志管内では、各校の強みである教育活動を抽出して、資料提供や視察の受け入れ、講師派遣の可否を確認した上で共有を図り、道外での視察を行わなくても、近隣の優れた事例から学べる仕組みを構築していました。具体的には、休暇等処理簿における取得状況の自動集計や効率化や、口座振替を導入した学校徴収金の管理システムの効率化等の優れた事例があり、学校徴収金の徴収・管理業務について教員が関与しないシステムを構築していました。さらに、毎日受信する多くのEメールを自動受理して文書受付簿を作成する仕組みを創り上げた学校もありました。

これらの優れた取組を創り出した各校との連携を強化し、有効なツールや取組を自校用に最適化することによって、さらに働き方改革を加速させることが期待できます。ぜひ今後も、教職員課やICT教育推進課等、道教委の情報発信に注視しながら、近隣・管内の学校間の連携を深めることによって、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指し、ウェルビーイングの好循環に向けて力を合わせていきたいと願っています。そして、もちろん私たちも力を合わせていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

北海道小学校長会 副会長

寺 本 公 彦(函館市立八幡小学校)

函館市立八幡小学校長の寺本でございます。私の方からは、社会的環境の改善における保護者・地域等との連携協働ということでお話をさせていただき



たいと思います。主に学校運営協議会の函館市の状況をもとにお話させていただきます。

函館市におきましては、平成28年を前後に学校運営協議会がそれ以降、ほぼ全校に設置されている状況になっております。その中でも、中学校区において、小・中一つのくくりの中での合同の学校協議会が12グループありまして、そういう中で、小中一貫の取組も、ずいぶん進んできているという印象がございます。

働き方改革の観点から言いますと、その学校運営協議会の中で、各校長が、やはり学校経営の方針として、働き方改革について委員の皆さんにお話することによって、理解を求めることですか、あるいは各教育活動の充実に向けて、地域人材マップを作りまして、例えば函館市であれば今年度からプール学習がスタートしていますけれども、そういったプール学習を応援していただける方、お手伝いいただける方、そのような方をピックアップして人材マップに記載する、あるいは様々なキャリア教育ですか、福祉の分野において、こういう人材がいるということを、人材マップなどを活用しながらですね、教育活動の充実に向けてきているという実態がございます。

ただ課題といいますと、やはりそれぞれの運営協議会において多少の差が有ることは実態としてはあるのですが、やはりキーとなりますのは、私も経験上、地域コーディネーターの存在が非常に大きいと思っています。

やはり、地域を知っている方にコーディネーターをしていただくことは、非常に学校としても大きいことだと思いますし、そういう学校においてはどんどんいろいろな取組が充実していったという印象がございます。ただ、なかなか人材確保が難しい部分もございますし、各自治体教育委員会からのいろいろな支援といったことも、大きい部分を占

めておりますので、そういう部分でのご支援をいただければということ意見を最後述べてさせていただきます。以上です。

北海道中学校長会 副会長

後 藤 正 弘(北斗市立大野中学校)



北海道中学校長会副会長の後藤でございます。私からは、教頭の業務縮減について渡島地区の中学校の現状をお話したいと思っています。

函館市以外の渡島管内の中学校は20校ありまして、生徒数が200名以上の学校が7校、それ以外の13校は、生徒減少により100名以下の小規模校であります。規模によって業務量に差はあるのですが、200名以上の学校7校のうち6校には主幹教諭が配置されており、学力向上だとか、ICTだとか、生徒指導、PTA関係等、主幹教諭の業務を明確にすることで、教頭の業務の削減と負担軽減が進んでいると考えています。

100名以下の学校は稼働日の業務が、先ほど少し話がありましたデジタル化ですとか、業務精選によって、ずいぶん縮減されているというふうに思うのですが、小規模校だからこそ、地域との連携が非常に強い部分が多くて、それに伴う準備だとか運営も業務です。加えて、週休日の業務が負担になっている学校もまだ結構見られると思っています。

多くの学校で主任を中心とした組織的に学校運営が進んでおり、ミドルリーダーが学校運営の参画に非常に積極的になってくれているので、その部分では非常に簡略された教頭の業務になっていると思います。校長・教頭・事務職員の3人の業務の分担を見直している学校が多くて、本校もそうなのですが、それによって教頭の業務縮減に繋がっているところはたくさんあります。

最後に、部活動関係のことについて少し触れたいと思います。今年度、渡島小中学校長会では、中学校の部活動に関して調査を行いました。全部の

中学校が17時30分から18時の間に、部活動を終了しています。

それでも、生徒が活動しておりますので、校長か教頭は学校にいることとなるため、退勤時間もそれ以降にならざるを得ません。加えて、中学校の部活動に対する一番の問題は地域移行だと思っておりますので、その点についても退勤時間を早めることにも繋がると思います。

道教委の方からも働きかけの方よろしく願いいたします。以上です。

北海道小学校長会 副会長

大 谷 昌 史(室蘭市立旭ヶ丘小学校)



胆振管内室蘭市立旭ヶ丘小学校の大谷昌史と申します。よろしくお願いいたします。私からは働き方改革の意識を高める取組みの推進について、3点ほどお話をさせていただきます。

一点目は、経営方針に働き方改革を位置づけ、働き方改革や校務DXを進めるという部分についてなのですが、実践例として職員会議を廃止して、校務チャットルームを校務毎に作り、その中に常時、提案・質問・意見が書き込まれていくというような取組があります。

成果としましては、それに際して校務の見直しができること、それから、会議が精選できたことで、働き方改革や校務DXが進んでいます。もう一点は教職員がチャットによる対話を通して、校務に対して自走できるので、改革を自分ごとにしやすいというところが成果です。

課題としては、チャットルームには自分でアクセスをするために、自分ごとにしやすいというメリットがあるのですが、一方で、当事者意識の高さによって、差が出てしまうところが課題です。

二点目は勤務時間の縮減や年休取得日の設定等についてです。胆振管内校長会対策部の調査によると、定時退勤日を設定している学校は小学校が

84%、中学校が64%となっています。ただ、新たにリフレッシュの日という名前や、ノー残業デーという名前で、それぞれ設定が進んでいるので全ての学校で取組が推進されていると認識しております。設定するだけでなく、徹底することで意識が高まっていくものと考えています。

成果としては、設定時刻に退勤する日が増えたりし、超過勤務時間が減ってきているところが成果です。課題としては、主にアップー層なのですが、退勤を促すと、微妙な雰囲気が出されたりなど、なかなか仕事の仕方を変えられないところが課題となっていると聞いています。

最後にコアチームの設定についてです。胆振管内は102校ありますが、全ての学校でコアチームを設定しております。既存の学校運営委員会で活用している学校もあるのですが、どうしてもメンバー構成がアップー層になりがちなので、立候補制にして集めて年齢バランス良く配置している学校もあると聞いております。

課題としては、なかなか新たな視点であったり、方法だったり、取組内容がもう出てきづらくなっていると思っています。

全体を通すと、アップー層がなかなか働き方を変えられないという部分が、課題なのかなと思いますので、今後も道教委の皆さんと連携を深めながら進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

北海道中学校長会 副会長

能 戸 貴 英(帯広市立南町中学校)



帯広市立南町中学校能戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。メンタルヘルス対策の推進等についてお話をさせていただきます。

まず帯広市の現状です。超過在校等時間につきましては毎年減少傾向にあります。特に小学校で

は45時間以内が9割程度以下となっています。しかしながら中学校の方ですが、部活動の指導もありますので、40から45時間以上が半分程度いるというのが現状で、更なる改善が必要かと思っております。次にストレスチェックの結果です。高ストレス者の割合ですけれども、横這いで1割程度となっています。この1割が多いか少ないかという、我々としては非常に多いと捉えています。

今後としては丁寧な人事評価面談、普段からの声かけ、職場の心理的安全性の確保、さらには医師との面談の推奨というのも必要なのかなと認識しているところです。課題ですが、どのようなことがストレスとなっているかということは、本当に個人差がありますので、これとは断言できないのですが、近年特に増加傾向にあるのが、保護者からのクレーム対応ということになります。

他地区でも同様だと思いますけれども、帯広市でもいじめに関わる第三者委員会の設置の要望や、弁護士を伴った訴え等が増加しております。そこまではない案件も各学校で対応に苦慮しているところで、高ストレスの原因となっているのではないかと認識しています。

学校としては組織的な対応とか、担任の先生1人に負担がかからないようにという配慮はしているところですが、本校で効果があると認識しているのが、スクールカウンセラーです。

しかしながら、1週間に1日さらに午前中のみということで、予約待ちという状態ですので、ぜひ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣増をお願いできればと思っております。

最後に5月に出された中教審の審議のまとめの中に、教職員の配置のあり方の中で、生徒指導担当教師の全中学校配置が必要という言葉が書かれていまして非常に心強く思いました。不登校対策が狙いなのかとは思いますが、今申し上げたクレーム対策にも非常に有効かなと思っております。

ぜひ中学校だけではなく小学校にも配置をお願いしたいと思いますし、できるだけ早期の実現をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

北海道小学校長会 副会長

野 口 育 子(釧路市立中央小学校)

釧路市立中央小学校の野口でございます。よろし



くお願いいたします。私の方からは、チーム学校の推進について、4点ほどお話をさせていただきます。

まず一点目はスクールサポートスタッフ、学習支援員、それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの効果についてです。スクールサポートスタッフ導入の学校につきましては、学習プリントのマルつけ、学習教材の準備と、それから各種調査の結果入力業務など、各担任業務もそうですし、分掌業務の軽減が図られております。引き続き、希望する全ての学校への配置を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、スクールカウンセラーですけれども、今、中学校長会さんの方からもお話がありましたけれども、本校では大体2ヶ月に1回程度、来校しております。困り感のある児童の観察ですとか、それから児童・保護者との面談、担任への指導助言など、生徒指導プラス特別支援教育の推進に大きく貢献していただいております。

不登校やいじめ等の課題の未然防止や早期発見にも役立っておりますし、トラブルに直面したときには、本当に専門的見地から、1人1人の児童生徒の心のケアに努めていただいております。

それから、スクールソーシャルワーカーですけれども、家庭的に支援や見守りが必要な児童に関する情報を学校と常に共有していただき、関係機関と連携を図っていただき、スピーディーな対応が可能となっております。引き続き配置の拡充をお願いできればと思っております。

二点目は、給食指導、担任以外の教員や地域ボランティアの支援の実施についてです。給食指導、特に配膳等の準備については、担任外のフリーが本校では低学年を中心にサポートを実施しております。もちろん担任業務の軽減になっておりますが、複数の教員の目で児童を見ることができるようになり、生徒指導上でも効果を上げているところです。

ただし、やはり食物アレルギーのある児童には、配膳等でより慎重な対応が必要と考えております。

三点目は、登下校見守りの地域ボランティアの依頼についてです。これまで学校職員が行っていましたが、地域ボランティアさんに依頼するようになりました。子どもたちの安全指導はもちろんですが、地域の方と挨拶をすることが多くなり、地域の方との交流、ふれあいに繋がっているところです。

最後に四点目ですが、図書室運営のPTAや地域への依頼についてです。コミスク地域推進委員会を中心に、地域ボランティアの方々が図書室の運営に携わってくださっております。図書室内の掲示物、ディスプレイの工夫ですとか、児童への読みかせ、それから図書の貸し出しに関わる企画推進など、本当に読書環境の整備、それから推進に寄与されているところです。

以上簡単ではありますが、推進の状況についてお話させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

【教職員局長 谷垣 朗】

教職員局長の谷垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、それぞれの学校の取組みなどにつきまして、ご紹介をいただき誠にありがとうございます。ご説明いただきました各学校の実情ですとか、いただいたご意見も踏まえ、今後より実効性のある働き方改革に繋がっていきたくと考えてございます。

私からは説明いただいた内容に関連いたしまして情報提供も兼ねてお話をさせていただければと思います。

お話いただいたとおり、働き方改革を進めていく上では、教職員1人1人の意識に加えて、家庭や地域の理解、そして連携が不可欠と考えておりまして、第3期のアクションプランについては、教職員の皆さんや保護者、地域の方々に向けたメッセージを添えて通知をさせていただきました。このメッセージに込めた思いを様々な機会を通じて共有しながら、さらに働き方改革を進めていきたくと考えております。

次に教頭先生の業務の縮減に関連してでございます。教頭先生が校内で最も多忙だという状況は

依然として続いておりまして、なり手不足への対応のためにも、業務の改善というのが極めて重要だと我々も考えております。

新たな手立てとして、今年度は実証研究という位置づけでございますが、全道8校に「副校長・教頭マネジメント支援員」を配置しております。配置している学校からは文書処理、そして各種調査などの業務負担が軽減され、気持ちにゆとりが持てていることで、教職員が気軽に相談できる雰囲気が生まれているといった声もいただいております。

予算が絡んでくる話ですので、難しいのも当然でございますが、事業効果を踏まえた新たな支援方策の検討と併せて、予算の確保も我々としてもしっかりと力を尽くしていきたいというふうに考えております。

次にメンタルヘルスに関連してでございますが、全国的に精神疾患による休職者が増加傾向にあり、欠員の解消の側面からも対策の強化が急務だと考えてございます。特に若年層の増が指摘されており、本道でも例年、採用後1年以内にメンタル不調を理由に退職する者が少なからずいるという状況が続いております。

これまでも初任者については、一定規模以上の学校に配置するように努めてきておりますが、採用年度に授業時数の軽減などの支援を受けながら力をつけていくことができるように、初任者はできるだけ教科担任制などの加配措置校に配置するといった、人事配置上の工夫も新たに取組んでいきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、例年実施しております時間外在校等時間の調査について、実は明日公表をさせていただく予定としております。昨年度における全教職員平均の時間外在校等時間は前年比で小学校では年間で約7時間、中学校では約13時間。率でいうと2～3%のわずかな減ではございますが、各校における工夫等の尽力による着実な前進だというふうに我々として受け止めております。

今後とも様々な機会を通じて現場の声をお伺いしながら、学校の実情に即した働き方改革を着実に進めていきたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

北海道小学校長会 会長

末 原 恵 蔵(札幌市立東札幌小学校)



北海道小学校長会の末原でございます。本日は公務ご対応の中、教育長の中島様をはじめ、道教委の幹部の皆様方にご出席いただき、このような意見交換の場を設けていただいたことに心からお礼申し上げます。

私達全道の校長・教頭と、それぞれの教育局、それから市町村教育委員会の方々に繋がりがございますけれども、北海道はとても広くて、広域分散であるがゆえに、こうして道教委の幹部の皆様方と直接お会いする機会というのはなかなかございません。ですから、本日は私達にとって、本道教育行政の中核を担う道教委の皆様方とお会いして意見交換を行うことができるということを大変貴重な機会であると捉えております。どうもありがとうございます。

本日の意見交換会ではそれぞれの地区で学校づくりに奮闘している校長先生、教頭先生の声に、こうして耳を傾けていただきましたことに重ねて御礼申し上げます。今後もこのような機会を大切にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は働き方改革の推進という、学校教育の充実を図るに当たっては、避けては通ることができないテーマとして設定いただきました。学校現場ではいじめ・不登校等の対応をはじめ、複雑で多様な課題が山積しております。そのような中で、教育の最前線で携わる教員は、強い使命感を持って、それから責任感を持って、時に自分を省みることなく、子どもたちのために尽力しております。

特に教員の先頭に立って八面六臂の活躍をしてくれている教頭先生は、学校にとってかけがえのない存在です。しかし、そのたゆまぬ努力が長時間の勤務実態に繋がって教頭先生をはじめとする教員が疲弊していくのであれば、それは結果として子どもたちのためにはなりません。そのような働き方

が、心の余裕を失わせ意図に反して教育の質を低下させてしまうようなことがあってはならないと、私どもも考えております。

私達校長としても、働きやすさ、働きがいそして、生きがいを実感することができるような魅力のある職場づくりに一層尽力してまいりますので、道教委の皆様にも今後とも変わらぬご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【学校教育監 山本 純史】

お疲れ様です。学校教育監の山本です。

働き方改革に関しましては、ここ2、3年でかなり多くの学校を視察させていただいてきております。これは小・中学校に限らず高校・特別支援学校も含めてのことなのですが、訪問した学校で働き方改革が比較的うまくいっている学校の共通点を挙げますと、まず、校長をはじめその他管理職のリーダーシップとマネジメントがしっかりしていること、教員間のチームワークと相互サポートがとられていること。そして、校務のICT化や電話の受信設定、行事をはじめとする教育活動の精選、それからシステムや環境を工夫されていること、こういったところが共通点として挙げられていると思います。

私個人としましては、今後、生成AIによる学校運営の効率化も入ってくるのではないかと思います。けれど、何れにしても、職員室の雰囲気の良いところ、いろいろな教育活動にいい利点として現れてきている例が多いとお見受けしました。それから、これも学校に行った感想になるのですが、いじめや不登校といった生徒指導事案の増加や深刻化、それから、一部の学校ですが外国人児童生徒の増加による学習指導の在り方の課題ということも出てきております。

また、先ほどもお話がありました難しい保護者対応などの、教員のストレスとなりうる困難事案への対処。これは、学校の大きな課題になっていると思います。そのための解決方法として、やはりこれは、定数改善やスクールカウンセラー、サポートスタッフなど人的配置校が効果的であるということはいままでのありません。その必要性は私どもも十分理解をしているつもりですので、ご理解いただきたいと思います。

何れにしても、今日いろいろなお話を聞かせていただいて、やはり学校現場として、校長・教頭

の皆様がいろいろお考えの上で、学校運営をされていると感じましたので、道教委としても可能な限り、支援をさせていただきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

教育長 挨拶

【教育長 中島 俊明】

教育長の中島でございます。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を兼ねて、お話をさせていただければと思います。まず、本日お集まりの全道各地区の役員の皆様方におかれましては、日頃から本道教育の充実・発展にご尽力いただくとともに、道教委の施策の推進に特段の御協力を賜っておりますことに、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は6月に教育長に就任し、2ヶ月がたったところでございます。早いタイミングでこうした機会を設けていただきましたことに、併せて感謝申し上げます。

就任後、後志管内で学校訪問をさせていただきました。1人1台端末の活用状況や、今日のテーマでもあります「働き方改革」の状況などについてお話を伺いましたが、個人的に一番驚いたのは、学校の授業の進め方です。自分が子どもの頃とは、ずいぶん違うところを目の当たりにしました。

また、訪問を通じて、たくさんの子どもの笑顔や真剣に取り組む姿に触れたことや、先生達が答えや知識を教えるのではなく、子ども達が答えを探すことをアシストする。こうした学習の進め方は素晴らしいと思いましたし、先生達の子ども達への丁寧な接し方等にも触れ、先生達も大変苦勞をされているということを実感しました。

今日は働き方改革ということで、それぞれの取り組みやそれにまつわるお話など、今後の業務を進めるに当たって、非常に示唆に富むお話がたくさんあったと思います。先生方が日々、現場で仕事と子どもたちに向き合っていく、それをしっかり進めていくためには、働き方改革は重要であり、何よりも子どもたちが生き生きと学ぶということに繋がっていけばよいなと思っております。

そうした意味で、本日は大変貴重な機会をいただいたものと思っております。いただいた意見をしっかりと生かしながら、学校における働き方改革はすべて子ども達のために繋がるものであり、学びを支

えるための働き方改革であると、本日はまさにそういったお話であったと思いますので、そうした思いを、学校、保護者、それから地域の皆さん、社会全体で共有し、取組を更に加速させていきたいと考えております。

本日の意見交換を契機に校長会・教頭会等と道教委の連携が一層深まっていくことを祈念しております。本日は誠にありがとうございました。

各課懇談会 (15時 かでる2・7)

第1分科会／「教育環境の一層の充実について」 (司会 北海道中学校長会対策部副部長 坂本 征人)

○提言1

「教職員配置の一層の充実」

北海道小学校長会 対策部長

半 田 健 一(余市町立黒川小学校)



1 点目は小学校における教科担任制の成果及び小学校における専科教員の配置状況について。今年度6月30日現在の後志地区の状況について調査した結果、教科担任制を実施している学校は38校中28校に上り、うち19校は専科指導加配、小中連携加配等による専科教員が配置されている(兼務校含む)。実施している学校で教科担任制に効果がないと回答した学校は皆無であり、効果として、①担任の業務負担軽減につながる(96%)、②担任に加え複数の目で見ることで子ども理解が深まる(71%)、③質の高い指導を継続して提供できる(64%)、④教科指導の系統性や一貫性が図られる(50%) という点を上げる学校が多くあった。特に専科教員が加配されている学校では上の4点について順に①95%②74%③79%④53%となっており、効果が大きいと考えられる。教科担任制により全国

学力・学習状況調査において長年の課題となっていた点が改善されたという報告もあった。

このように後志地区でも教科担任制の効果の大きさは共通の認識となってきているが、専科教員の配置がない学校では、「同一教科での継続や質の確保に課題がある」「専門外の教科を任せられ負担感を強く感じている」「担当時間数が削減できず十分な負担軽減につながっていない」等の課題も上げられている。また、加配の申請をしなかった学校の84%が「加配の申請要件を満たすことが難しかった」ことを理由にあげている。そのほとんどが「指導時数の週あたり20時間を満たすことが難しい」と考えていた。後志の地域性として学年1学級編制の学校が大半を占めることから、1校単独での申請ができず、複数校兼務で検討したものの、近隣の学校との移動距離、移動時間が長いため、加配教員の負担や事故のリスク等を考慮すると現実的には難しい等の声があった。

これまでの成果から教科担任制の実施に踏み切る学校は確実に増え、更に今年度から専科教員の資格要件を緩和していただいたことにより加配を希望する学校も増えている。校長は「働き方改革」と「学びの質の向上」を力強くかつ同時に前に進めていくための有効な手段として、人材の育成、組織体制等、適切にマネジメントしていく必要がある。

2点目は、年度当初の教員の確実な配置について。道小対策部が4月に行った「期限付き教諭の配置に関わる実態調査」では、期限付教諭が未配置のため定数欠になっている小学校は63校67名、代替期限付教諭未配置については42校44名であった。期限付教諭が必要となった理由の中には、新採用予定者の赴任拒否、突然の退職などもあげられている。欠員となっている学校では、教頭が担任となったり、時間講師で対応しようとしたりするケースがあった。年度当初の欠員については、分掌の面で計画的・戦略的な配置ができず、運営上の大きな痛手となるし、何よりも子どもや保護者の不安が大きく、学校教育への信頼に関わる問題だと考えている。

私たち校長には、安心安全を確保し、子供や保護者の信頼を得られる学校づくりを進めていく責任がある。そのためにも、働きやすい職場をつくり、職員の健康に最大限の注意を払いながら、病気休職や、働きがいの喪失による退職などを防いでいかなくてはならない。同時に、地区校長会では教

育実習や高校生のインターンを積極的に受け入れる取組などもしており、今後の教員の確実な配置のために、教員の仕事の魅力を若者に伝えていく役割も果たしていかなければならないと考える。

以上、「小学校における専科教員の配置」、「年度当初の教員の確実な配置」の2点に関わる道教委のお考えや見通しについて御示唆いただきたい。

○提言2

「教職員配置の一層の充実」

北海道中学校長会 対策部長

福 澤 秀 (旭川市立明星中学校)



国においては義務標準法の改正により、令和3年度から5年間をかけて小学校の学級編制の基準を35人となるよう進めてきた。また、北海道においては、国に先行する形で令和6年度をもって小学校の全ての学級が35人編制となるよう整備をいただいた。さらに、中学1学年は、道独自の「少人数学級実践研究事業」に基づき、35人編制となっている。

本事業については、生徒一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導や、問題行動の早期発見・対応につながる誠に意義深い施策であり、1校を預かる校長にとっては、学校の指導・運営体制の充実を図る上で、必要不可欠であると認識しております。

さて、提言テーマの「教職員配置の一層の充実」について、地区理事を務める旭川市も含めた中学校現場の実情をお話しさせていただく。

御承知のとおり、いじめの認知件数や不登校生徒の増加に伴う対応は、道内全ての学校における喫緊の課題であり、誰一人取り残さない学びの保障の実現に学校と行政が連携し、待ったなしで取り組まなければならない状況と認識している。

折角の機会なので、35人学級編制に関する教員の声を伝えさせていただく。

中学1年生の35人学級と中学2年生からの40人学級では、生徒理解や生徒との信頼関係を築くために要する時間と精神的な負担が大きく違うとのことである。加えて、生徒数の増加は、様々な教育信条や考え方をお持ちの保護者対応に関わる業務が増加する。

そして、私たちが何よりも大切にしなければならないのは、子供たちにとって、よりよい環境を構築することである。2学年や3学年の教室には、交流及び共同学習等として、年々増加する特別支援学級の生徒と一緒に学習する時間も多く、42、43人で学校生活を送っているのが現状であり、生徒も保護者も35人学級の早期実現を切に願っている。

このような中、本年5月には、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会より「令和の日本型教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）が出され、35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築の在り方が示された。

そこで、次の2点について道教委の皆様にお伺いしたい。

1点目は、中学校における道独自の35人学級編制について。令和6年度をもって、本道においては小学校の35人学級が実現されるので、令和7年度からは中学2学年、3学年と段階的に広げていただきたいと考える。

2点目は、免外担当教員の解消について。この課題は教職員配置の充実と切り離すことができないものである。免許を持つ教員による「複数校指導」の拡大や、現役教員への正規免許の取得奨励などの方法が考えられるが、教員側の負担は重いと考える。

以上、学校現場が懸念する課題を含めて、道教委のお考えや見通しについて、御示唆いただきたい。

【回答 教育政策課】

提言1の小学校における専科指導の配置について現状と今後の見通しについてお話をさせていただく。先ほど、後志管内のお話をいただいたが、札幌市を除く全道の状況は、国において小学校の高学年における教科担任制強化ということで、令和4年度から6年度の3年間で全国で3,800人の定数改善が図られた。これを踏まえ、札幌市を除く道内の小

学校においても加配を活用して実施しており、改善が始まる前の令和3年度は398校であったのに対し、令和6年度は604校と大幅に増ということで各学校の協力をいただきながら専科指導の充実が図られてきているものと考えている。

一方で、加配の申請をしなかった学校、後志管内でいうと84%の学校が加配の申請要件を満たすことが難しかったということを理由に挙げている。その殆どが指導時数、週当たり20時間を満たすことが難しいと考えているというお話をいただいた。道教委としては、1学年5学級以下の小学校、いわゆる小規模校での活用が依然として進まないということが課題として考えている。また、今年5月の中教審特別部会の「審議のまとめ」において、小学校の中学年でも教科担任制を推進すると示されており、こうした国の動向を注視するとともに、専科指導加配の更なる要件の見直しについて引き続き検討してまいりたい。

続いて、少人数学級の実現ということで、中学校における道独自の35人学級編制について状況をお話させていただく。まず、現状として、札幌市を除く小学校については国の加配を活用ということもあり、国に1年先行して、今年度、小学校第6学年までの少人数学級の編制を実施することができた。一方、札幌市を除く道内全ての中学校において、道独自の35人学級を実施する場合、試算すると大幅な定数改善、大幅な定数増が見込まれる。小学校は来年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正がされるが、中学校については今のところ見通しが立っていないということもあり、中学校については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正なしに道独自で少人数学級、35人学級を編制することは困難と考えており、道教委としては全国都道府県教育委員会連合会と連携して国に対して定数改善を様々な場で要望しているところである。

今後は、中教審特別部会の「審議のまとめ」において、35人学級に関しては検証を踏まえつつ、学校の望ましい教育環境等の充実が必要と示されたことから、引き続き国の動向を注視してまいりたい。

【回答 教職員課】

続いて、提言1の2点目、年度当初の教員の確実

な配置についてと提言2の2点目、免許外担当教員の解消についてお話させていただく。まず、教員の確実な配置について、教員確保に向けては教員採用選考検査の道外会場の設置や民間企業経験者を対象とした社会人特別選考など、特別検査の改善を図ってきている他、新採用予定者の辞退を極力減らすために、採用予定者に対し引っ越しや赴任先とのやりとりなど、新採用者が不安に思うことについて回答する「採用前ガイダンス」を実施している。また、年度途中の欠員の解消に向けてはホームページやハローワークでの募集を行うとともに、道教委の代替教職員等応募任用システムにより確保に努めている他、道内はもとより道外の教員養成課程のある大学へ直接訪問して依頼や、ペーパーティーチャー対象の説明会を実施したりしている。

道教委としては、欠員が生じている状況は他の教員の業務負担となり子供たちと向き合う時間の減につながるものと考えており、最優先で取り組まなければならない課題と認識していることから、引き続き、教員選考検査の更なる改善の他、学校が教員を目指す方にとって、やりがいを感じて働けることができる職場となるよう、学校における働き方改革を進めるなど、様々な取組を総合的に推進して教員の確保に努めてまいりたいと考える。

続いて、中学校の免許外教科担任の解消に向けては、教科のバランスに配慮した人事配置や免許法認定講習の実施による複数免許所有者の拡大に努めているところである。

また、教員を目指す学生等に対し、中学校教諭の美術、技術、家庭の免許状取得の動機付けと、免許所有者の採用促進を図るため、令和3年度の選考検査から受検区分が中学校教諭である方については、主たる教科と当該免許状を所有している場合は、第1次検査の点数に加点するという措置を設けているところである。こうしたインセンティブについて、一層促進するよう努めてまいりたいと考える。

○提言1、2に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

- ・各地区における免許外担当教員の状況
- ・巡回教員の配置と課題
- ・技術科指導に係る研修講座について
- ・小学校における外国語指導教員の加配について

○提言3

「へき地複式教育の充実」

北海道小学校長会 指名理事

(北海道へき地・複式教育研究連盟委員長)

小野田 年 克(幕別町立明倫小学校)



まず初めは、職員の配置について。教頭、教諭、養護教諭、事務職員は、児童数や学級数により定数が決まるが、小学校では普通学級在籍児童が15人以下で教頭が学級担任となる。その場合、毎日朝から15時前後まで児童の指導を行った後に、翌日以降の授業等の準備とともに教頭本来の業務に就くこととなる。小規模校では児童数も職員数も少ないので仕事の負担は軽く思われがちだが、学校に依頼される各種の調査や届などの業務の種類は大規模校と変わらない。

その上、事務職員や養護教諭が未配置となると旅費請求や物品購入、児童の心のケアをはじめ専門的な保健知識が必要な傷病等にも教頭が対応することも多く、一層過大な負荷がかかることになる。

さらには教頭も未配置の場合、校長が教頭、養護、事務の業務も担うばかりではなく、校長が公務で不在の際の危機管理が大いに懸念されるという状況となる。

次に、学級編制について。複式学級の中には2・3年生の変則複式や、3・6年生の飛び複式という組み合わせもある。2・3年生の変則複式では、2年生の生活科の時間は3年生では社会科や理科や総合的な学習の時間となり、一つの授業の中で別の教科を扱うこととなるほか、国語の年間指導時数は2年生が315時間、3年生が245時間と、かなりの差があるなど、時間割の設定とその指導に現場は苦勞している。一方、飛び複式では発達段階が大きく違う学年を同時に指導することとなり、その難しさは容易に想像できる。

以上、道内に多く存在する大変厳しい状況を説

明させていただいた。

職員の配置や学級編制は国の基準によるものと承知しているが、他都府県では県費等により、たとえ1学級の学校でも養護教諭や事務職員を配置したり、飛び複式解消のための教員を配置したりする事例も多くある。

ゆとりある定数の設定が職員の働き方改革やウェルビーイング、教育実習の受け入れ体制の充実や教員のなり手不足の解消、補欠授業が組みやすくなることにより研修に参加できる機会の創設にもつながり、それらが子どもたちのより良い成長に資することは自然の流れである。

北海道は全国一面積が広く、へき地校数やそこに通う児童数も最多である。これらをアピールポイントとして、他に劣らない独自の先進的な対策により教職員を確保し配置することが必要な時期と考える。学校現場からも「加配という一時的な対応ではなく『定数』としての配置」を求める声が聞かれているが、現在の職員配置や学級編制についての道教委の認識と教育環境の充実に向けてのお考えを御示唆いただきたい。

○提言4

「特別支援教育に関する

教職員の資質・能力の向上と環境整備」

北海道小学校長会 指名理事(道特協)

佐々木 一 好 (札幌市立新発寒小学校)



まず、特別支援教育に関して教職員に求められる資質・能力は、専門知識とスキルの習得、コミュニケーション能力の向上、教育環境の柔軟な適応能力が考えられる。そして、求められる環境整備としては、物理的環境の整備、人的支援の確保、行政や組織のサポート体制が考えられる。

令和4年3月、文科省より「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が

発出された。その中に「小中学校等の通常の学級においてこそ『特別支援教育』を推進する必要性が高まっている。」さらに、「全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが不可欠な状況となっている。」と記述がある。

これに対し、令和5年度の道特協調査によると、特別支援学級担任の「特別支援学校免許」保持率は、正規職員53.8%、非正規職員33.3%。また通級指導教室担当の「特別支援学校免許」保持率は、正規職員69.4%、非正規職員63.6%となっている。

その結果、特別支援学級や通級指導教室において特別支援学校免許保持教員の確保とともに職員の専門性の向上が大きな課題となっている。

発達に障害があり、特別な支援を必要とする子どもが通常の学級においても増え続ける中、教員の成り手が不足し、今後も慢性的な人的配置不足が続くと思われる。さらに、校内において特別支援教育を推進していく、高い専門性を求められる「特別支援教育コーディネーター」の人材確保・育成については、北海道のみならず、全国的な課題となっている。

特別支援教育の質の向上と環境整備は、単に物理的な条件だけでなく、教職員の専門性と支援体制の充実が結びついて初めて成り立つものである。社会全体での理解と協力が不可欠であり、教育の包括性と公正性を実現するために取り組むべき重要な課題と捉え、校長自らが、特別支援教育に関する国の方針、それを受けた道教委の施策を十分に理解し、積極的に課題解決に向けた学校経営をしていきたいと考える。一方で、例えば現在教員が担っている特別支援教育コーディネーターを教員免許に拘らず新たに広く採用し、より専門性の高い、より多様なスキルとバックグラウンドを兼ね備える、より連携と協力の強化を推進できる人材を得ることはできないだろうか。財政の問題はあるが、これが実現できたら、通常の学級担任を含めた全ての教職員の資質能力を向上させ、環境を整えることにつながり、特別支援教育の質を向上させることができると考える。

教職員の採用や今後の特別支援教育の在り方について、道教委の見解や見通し等について御示唆いただきたい。

【回答 教育政策課】

提言3の学級編制の関係について回答させていただく。ご提言いただいた、へき地・複式の学級編制について、現在道内の小・中学校の約2割が複式学級を有する学校となっている。他県の情報等についてお話もあったが、国の定数改善が図られなければ難しいところであるが、道教委では、様々な機会で本道の実情等を引き続き文科省の方へ要望するだけでなく、直接、担当に訴えるなどして国に対して要望してまいりたいと考える。なお、提言内で、加配という一時的な対応ではなく、という話もあったが、定数でとなると非常に難しいところであり、少しでも加配を活用していただきたいと考えている。例えば、へき地小規模校に対しては、国の過疎地小規模校加配、こちらは6学級以下の学校が加配の要件であるが、8月中には、来年度分についての通知を発出させていただきたいと考えており、今、手を挙げていない学校も含め市町村教育委員会や教育局の方と御相談いただき、少しでも加配を活用いただくようご検討願いたい。なお、新たに加配を申請する際の申請手続きが非常に煩雑であるとの声や、申請していない学校については申請すること自体にハードルが高いというお話を伺っている。各教育局へはこうした声もあるということを伝えた上で丁寧に対応させていただきたいと考えているので不明な点については、市町村教育委員会を通じて照会いただきたい。

【回答 義務教育課】

続いて、提言3に関わって、教育環境の充実についてお話をさせていただく。いわゆる過疎化や少子化により子供たちが減っている、学校数も減っている、そして、学校自体も小規模化になっている、また、複式学級も増えているという中、提言いただいた中にもあったように、時間割の設定や飛び複式等、先生方は本当にご苦労されていることと認識している。へき地複式教育のより一層の充実、北海道教育委員会として非常に大きなテーマとして捉えている。これまで主に当課では、一つは先生向けの研修の充実を図ってきたところである。初任段階の先生方の研修や道立教育研究所で実施している研修などで、先生方にへき地複式教育の指導方法について理解を深めていただくということに取り組んできたところである。もう一つは指導主事によ

る学校訪問の中で、先生方に指導のあり方や先進事例についてお話をさせていただいている。また、全道へき地複式教育研究大会において指導主事が大変お世話になっているが、その中でもお話をさせていただいているところであり、こうした取組についてはこれからも引き続き取り組んでまいりたいと考えている。

加えて、これからの教育環境については一人一台端末、いわゆるICTの活用、それから遠隔授業ということで、特にこの遠隔授業については小規模校の授業改善や教育活動の充実に向けてはとても大きな可能性を秘めていると捉えていることから、先進事例の研究や周知について、今後、力を入れて取り組んでまいりたい。学校の皆様にはご協力をいただくこととなるが、こうした取組を通じてへき地複式教育の充実に取り組んでまいりたいと考えている。また、へき地複式教育連盟の皆様とのより一層の連携も深めてまいりたいことから、引き続きよろしく願いたい。

【回答 特別支援教育課】

提言4に関わり、今後の特別支援教育の在り方に関する道教委の対応についてお話をさせていただく。ご提言のとおり、特別支援教育における教職員の専門知識・スキルの習得や人的支援の確保などの環境整備については非常に重要と考えている。また、全ての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターの役割は大変重要であり、その充実、それは特別支援教育の質の向上につながるものと認識している。特に特別支援教育コーディネーターとして教員以外の専門性の高い人材が確保できれば、特別支援教育だけではなく、全ての教職員の資質・能力の向上が期待される場所である。この件については、全国都道府県教育委員会連合会と連携して、まずは特別支援教育コーディネーターの専任配置に向けて、教職員定数の改善を図るよう国に対して要望している。また、道内の市町村長や教育長で組織する「北海道特別支援教育振興協議会」の事務局を道教委が担っており、特別支援教育コーディネーターを法令上位置づけて専任配置できるよう、先週、鶴居村村長、白老町教育長とともに、文部科学省に対して要望してきたところである。文部科学省からは、「特別支援教育コーディネーターの重要性は十分認識しており、引き続き検

討していく」との回答があった。

懸念いただいている通り、財政の問題が最大の障壁となっており、引き続き、様々な形で強く要望してまいりたいと考える。令和4年3月の文部科学省通知を受け、道教委では全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けた教職員研修の充実に取り組んでいる。本年度からは初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、新任管理職研修に特別支援教育に関わる講座を設け、キャリアステージに応じた必要な知識・スキルの習得を支援させていただいている。また、小・中学校、高校の校長等を対象に「管理職のための特別支援教育に関する研修会」を今年度は3回実施、延べ約1,600人の参加をいただいた。特別支援教育コーディネーターを対象とした取組では、保健・福祉等の関係機関と連携した支援の在り方について協議する「特別支援教育充実セミナー」を毎年実施している他、本年度は新たに、自校における校内支援体制の整備・充実に関わる方策について学ぶ場として「特別支援教育コーディネーター研修」を実施した。

また、本年3月には、全ての教員が特別支援教育を経験できるよう、通常の学級と特別支援学級間での授業研究や交換授業などの取組を推奨させていただいた。各学校では実情に応じて、特別支援教育コーディネーターの複数配置や通常の学級と特別支援学級の担任がそれぞれの授業にTTで参加したり、特別支援教育のリーダー的な教員を中心に近隣学校との合同研修を実施したりするなど、特別支援教育コーディネーターをはじめ全教職員の特別支援教育の経験の蓄積、専門性の向上、校内の支援体制の整備につながる取組の実施について宜しく願いたい。

最後となるが、平成26年に日本は障害者権利条約に批准をし、令和4年には国連から「分離教育を中止すべき」との勧告があり、令和10年までに国連による審査が行われることとなっている。文部科学省では、日本のインクルーシブ教育システム、すなわち障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これら両輪で取り組んでいることについて説明し理解を得る方針で進めているところである。道教委としても、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、それぞれの環境

整備の充実について、引き続き取り組んでまいる。「特別支援教育は特別なことではない」という認識を全教職員で共有できるよう、皆様と一緒に推進していきたいと考えているので宜しくお願いしたい。

【回答 教職員課】

続いて、提言4の特別支援学校免許保持教員の確保に係り、教職員の採用についてお話をさせていただく。特別支援学校の免許状所有者の採用促進を図るために、当課では平成27年度の選考検査から特別支援学校教諭免許状所有者に限り、小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部、高等学校と特別支援学校高等部の併願制度を設けたところである。また、令和6年度選考検査からは、受検区分が小学校教諭、中学校教諭、または高等学校教諭であり特別支援学校の免許状を所有している方については第1次検査の点数に加点する措置を設けたところである。そのようなインセンティブを今後も一層考慮し、免許状所有者の採用促進に努めてまいりたいと考える。

○提言3、4に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

- ・特別支援教育に対する保護者の認識
- ・通級指導教室における指導の実態
- ・加配教員の活用について
- ・地区における複式学級の設置状況
- ・遠隔授業について

第2分科会／「危機管理と生徒指導について」
(司会 北海道中学校長会経営部副部長 前田 真志)

○提言1

「教室環境の整備」

北海道小学校長会 経営部長

近 藤 大 作 (伊達市立伊達小学校)



1点目は熱中症対策について。令和5年度の北海道内は猛暑が続き、熱中症により救急搬送される児童が急増したほか、8月には熱中症警戒アラートが発表され、危険な暑さを理由とした臨時休業が初めて行われた。今夏も昨年度以上の猛暑が懸念され、引き続き暑さ対策が喫緊の課題となることから、学校では夏季休業期間の延長、日課表の工夫、行事や身体を動かす活動の時期変更など、教育課程の見直しを図っているところである。

令和5年11月22日付け教健体第817号通知及び令和6年4月22日付け教健体第88号通知を基に、職員会議や校内研修により、暑さ指数(WBGT)の定時確認と記録、AEDの設置場所や使用方法を含めた教職員の役割、119番通報の手順等について共通理解を図り、自校の危機管理マニュアルの改訂と教職員への指導を行い、不測の事態に対応できる安心・安全な学校体制の確立を進めている。

特に、暑さ指数(WBGT)計で活動場所の暑さ指数を頻回に計測し、冷却グッズの使用やスポーツ飲料の持ち込みを柔軟に認めながら、適宜適切な対応に万全を期しているところだ。管理職は天気予報や暑さ指数を確実に把握し、教育活動の変更が予想される場合には、早めの対応に努めている。

危機管理で重要なことは、不測の事態に対して迅速かつ的確に初動対応をすること。危機管理の鉄則であるプロアクティブの原則の下、日常的に教職員が様々な危機感を共有することができるよう、研修等で具体的な対応を身に付けなければならないと考える。

2点目はエアコンの設置状況について。胆振管内(4市7町)校長会理事研修会からの情報について説明する。管内の普通教室に設置するエアコン(簡易型を除く)の整備は、2町(5校)、1市(1校、他校は8月末までに設置予定)にとどまっている状況である。市町からは、

- エアコン使用時に教室内のCO2濃度が上がらないよう配慮している。
- 保健室など特定の場所にすでにエアコンが設置されているものの(2市4町)、簡易型のスポットクーラーが設置されている状況となっている。
- 簡易型のスポットクーラーは、劇的に室温が下がるものではないが、室温のデータ調査を取りながら、工夫した使用の検討を行っている。

との報告があった。

すべての教室にエアコンが設置されるのは、予算や業者の確保の問題があり、早急に実現できるものではないと理解をしている。安心安全な教室環境の整備に向け、地域の実態に合った具体策を推進していかなければならない。

学校における暑さ対策・熱中症対策を進めていく上での具体的方策や、エアコンの設置についての国、市町村への働き掛けの状況について、道教委の見解や今後の見通しなどをお伺いしたい。

○提言2

「ヤングケアラー、ネグレクト、児童虐待」

北海道小学校長会 経営部幹事

佐藤 美鶴(旭川市立神楽岡小学校)



初めに、ヤングケアラーについて。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないことなどから、支援が必要であったとしても表面化しにくく、早期発見や支援に繋がりにくいといった課題がある。

それは数字でも表れており、令和3年度と令和4年度の道内の調査において、「お世話をしている家族がいる」と回答した割合は小学生で4.7%、中学生で3.9%であるが、そのうち、「学校生活等への影響」について「特にない」と回答した小・中学生の割合が半数を占めており、また「周囲に相談した経験がない」と回答した割合も、小学生・中学生ともに約8割となっており、支援が必要であっても表面化しにくい状況がうかがえる。

こうした中、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」が施行され、6月に「ヤングケアラー相談窓口」が開設、7月には「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」が作成された。令和5年11月には、小・中学生向けの「ヤングケアラーハンドブック」が作成された。各学校でも、「教職員向けオンデマンドの研修」やヤングケ

アラー支援に係る「校内研修パッケージ」を活用するなど、ヤングケアラーに対する理解を年々深めているところである。

次に、児童虐待について。児童虐待については、子供の健全な心身の発達を妨げ、最悪の場合は死に至ることもある。

令和4年度に、道立の8つの児童相談所が虐待事案として相談対応した件数は、3,644件だった。親が暴言を浴びせたり、子どもの前で配偶者に暴力を振るったりするなどの「心理的虐待」が全体の60%以上と最も高く、次いで、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待と続く。通告による対応件数の割合では、最も多いのは「警察」の55.3%で、「学校等」は4.0%となっている。子どもの年齢別の対応件数は、小学生が35.5%と最も多く、中学生は15.2%となっており、併せると半分を超えていることから、学校においても適切な対応が求められているところである。

ネグレクトについては、保護者が「ネグレクトしている」と相談に来ることはほとんどなく、もちろん子どもが自ら訴えることもできない。外傷もないことが多く、表面的には分かりづらく、周囲は気づきにくいのが難しいところだ。

各学校では、児童虐待について、「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年改定）を活用するなど、児童虐待に対する理解が深まっているように感じているが、通告による対応件数の割合は、例年4%程度で留まっている状況だ。

こうしたことを踏まえ、学校は、子どもが多くの時間を過ごす場所であり、学業の成績や出席率など、ヤングケアラーや児童虐待、ネグレクトなどの可能性に気づきやすい、重要な役割を果たせる場所であると考えている。ヤングケアラーや児童虐待、ネグレクトについて、早期発見やその後の支援につなげていくための学校が果たすべき役割や留意事項、保護者への啓発や支援、関係機関や地域との望ましい連携の在り方について、ご示唆いただきたい。

【回答 健康・体育課】

提言1の熱中症対策を中心に、一部、エアコンの設置状況の中のスポットクーラーについて触れさせていただく。ご承知の通り、昨年度、熱中症警戒アラートが道内全域に発表されるなど、本道の気温が劇的に変化している状況を受けまして、子供たちの命と健康を守るため、道教委ではソフト、ハードの

両面から暑さ対策、熱中症対策に取り組んでおり、そのうち、主なものを説明させていただく。

まず、ソフト対策の一点目について、長期休業期間の取り扱いについては昨年11月に道教委の方では道立学校管理規則を改正し、夏季及び冬季休業の総日数、それまでは50日であったものを56日に変更することとし、その内容について各市町村教育委員会に通知したところである。

次にソフト対策の2点目、予防対策について。昨年11月に熱中症対応マニュアルを改訂し暑さ指数が31℃を超えた場合については体育活動などを原則中止とする取り扱いを決定した。このことにより、各学校においては自校の危機管理マニュアル等に規定した暑さ対策に基づいて、定期的に活動場所の暑さ指数を計測し運動の実施可否などを判断することや、対応基準を明確化するなどの取り扱いの徹底に努めていただいているところである。また、各学校において、教職員の熱中症対策の共通理解、実効性のある救急処置体制の確認などを行っていただくため、本年4月に熱中症対策のための校内研修資料を通知、送付させていただいたところであり、児童生徒の健康や安全を守る体制整備の確立に向け、是非、御活用いただきたい。

次にソフト対策の3点目、熱中症警戒時対応についてであるが、熱中症警戒アラート発表時には各学校においては地域の状況等を踏まえて臨時休業の実施を検討することとしており、アラート発表時には、まず、環境省の熱中症予防情報サイトをご覧ください、地域の暑さ指数、暑さ予防等をご確認いただきたい。また、関連して、道教委当課では、昨年度から気温が31℃を超える場合や熱中症警戒アラートが発表された際には、市町村教育委員会を通じて各学校に対し、熱中症事故の未然防止にかかる周知メールを出しており、その中には、注意喚起事項も含まれていることから、ぜひ参考にしていただきたい。

次にハード面について。学校における冷房設備の設置状況について数値をお伝えさせていただく。普通教室の冷房整備率について空調設備、いわゆるエアコンとスポットクーラー等の簡易型空調機器、この二つを併せた整備率は道立学校では本年度末までに100%、市町村立学校では本年度末までに約90%になる見込みである。ハード対策に係る道教委の取組として、当課では簡易型空調機器を

担当しており、その件に関し1点説明させていただく。簡易型空調機器については、先ほどのご提言にもあったが、その効果は限定的なものである。多くの道立学校では実際に設置しており、効果的な活用が必要となっていることから、機器設置上の注意点、効果的な運用方法などを記載した手引きを7月に作成し、各道立学校はもとより、市町村教育委員会へも通知しているので特に簡易型空調機器を設置している学校等においては参考にさせていただきたい。

【回答 施設課】

続いて、提言1の教育環境整備に係るエアコンの設置に関する国及び市町村への働きかけについて。公立小中学校の冷房設備の設置に関しては学校施設環境改善交付金による補助制度が設けられており、道教委では市町村が補助制度をより活用しやすくなるよう必要な情報提供を行うとともに、補助単価の引き上げなどについて暑さ対策などの施策の充実に向け、本年5月に国に対して財政支援の拡充を要望したところである。また、各市町村教育委員会に対し学校教育活動等における熱中症事故の防止の通知の中で、空調設備を適切に活用するよう指導・助言しているところである。引き続き、国に対して支援の拡充を強く要望してまいるとともに、市町村に対して、国への支援要望の状況について情報提供するなど、学校における暑さ対策が進むよう取り組んでまいりたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

2点目の提言、ヤングケアラー、ネグレクト、児童虐待について。ヤングケアラー支援とネグレクトを含む児童虐待では対応が異なるので分けて説明させていただく。ヤングケアラー支援に係る取組について、昨年3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」に基づき、学校を含む関係機関の取組や目標が示されたところであり、学校においてもケアラー及びヤングケアラーやその支援について共通理解を図り、取組を進めていくことが求められている。そのため、道教委としてはこれまで、教職員の共通理解や具体的な取組を検討するための校内研修パッケージを作成し公開するとともに、北海道社会福祉協議会が開催する「ケアラー支援関係機関職員等研修」について積極的な受講を周知し

てきたところである。

各学校においては、一点目、校内研修パッケージを用いた研修を年間の校内研修等の計画に位置付けるなどして計画的に研修を行い、ヤングケアラーの把握や支援のあり方について教職員への理解促進を図ること。二点目、ヤングケアラーと思われる児童生徒を発見した場合、本人や家族が現在の状況や支援の必要性についてどのように考えているかを確認すること。三点目、スクールソーシャルワーカー等と連携し必要な支援につなぐことをお願いしたい。

次に、ネグレクトを含む児童虐待について、虐待の種類は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四種類あり、虐待の及ぼす影響は児童生徒により様々であるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響など深刻な影響をもたらすものである。そのため、教職員の役割は、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、市町村や児童相談所等への情報提供や通告を速やかに行うことが求められる。気になる児童生徒がいる場合は、市町村の子育て相談部局への相談、要保護児童対策地域協議会など、地域の連絡会議や地域協議会への積極的な参画などの取組により、関係者間での児童生徒や家庭の情報提供、情報共有を図ることが可能である。また、通告の判断については、確証がなくても通告すること、虐待の有無の判断は児童相談所等の専門機関であること、保護者との関係よりも児童生徒の安全を優先すること、通告は守秘義務違反に当たらないことが示されており、法に基づいた対応をする義務がある。各学校においては、一点目、教職員が、「元気がない」、「あざがある」ことに気付くなど、児童生徒の些細な変化に気づき、虐待の早期発見、早期対応等に寄与すること。二点目、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内の教育相談体制に位置付けること。三点目、虐待を受けた児童生徒の自立の支援等につなげるための研修を行うこと。四点目、児童生徒が悩みや不安をいつでも容易に相談できる電話や一人一台端末等の相談窓口を周知することの徹底をお願いしたい。

○提言1、2に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

・各市町、学校における熱中症対策の実際

- ・エアコンやスポットクーラーの設置状況
- ・ヤングケアラー支援に向けての研修の実施状況、PTAやCS、市町との連携
- ・児童虐待等に係る学校と各関係機関との連携

○提言3 「不登校対策」

北海道中学校長会 経営部長

小 森 享(石狩市立樽川中学校)



「不登校児童生徒支援体制」について、石狩管内の状況を踏まえ、現状と課題について説明する。

令和4年度の統計結果によると、全国の不登校児童生徒数は小中合わせて約29万人、児童生徒1,000人あたり31人の発生率となり、増加の一途をたどっている。北海道においては令和3年度の29.8人から4年度は35.3人まで発生率が増加し、全国を上回っている現状である。

国は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)として、学びの多様化学校の設置、校内教育支援センターの設置、教育支援センターの機能強化の施策を進めている。北海道としても3月に「HOKKAIDO不登校対策プラン」の中で、「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロにすること」を目標に、対策プランを4点挙げ、各学校や教育委員会の組織的な取組が示された。その中の対策プラン03では「学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する」とあり、特に学校においては、「校内教育支援センターの設置促進」「オンラインによる学習支援と教育相談」が重視されている。

石狩管内では市町村ごとに「教育支援センター」が1～3か所設置され、市町村教委や学校と連携しながら、数年来「多様な学びの場」や「居場所」としての機能を果たし続けている。また、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の実証事業もスタートし、多様な悩みを抱える児童生徒に

対して、市町村ごとに予算付けし配置した支援員による教育相談や学習指導も進められてきている。

このような状況を踏まえ、私たち校長が中心となって「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロ」を目指し、登校支援対策をより一層充実させるため、次の2点について、道教委の情報をお聞かせいただきたい。

1点目は、今年度、生徒指導・学校安全課内に不登校児童生徒支援係が設置されたところであり、学校現場との連携・協働が期待されるところであるが、不登校児童生徒支援係の具体的な活動の状況、及び、学校がセンター係と連携するにあたっての手続きや留意点等についてお聞かせいただきたい。

2点目は、各学校においては、従前からいわゆる保健室登校や別室登校といった学校独自の不登校対策を行い、一定の成果を得てきた。今回、国、及び道が示す校内教育支援センターの設置はその流れを汲む、より組織的な取組となるものと期待される場所である。

この取組を確実に成果につなげるためには、支援センターに関わるスタッフ(SC、SSW)を充実させる必要があり、国や道の考え、現状についてお聞かせいただきたい。

○提言4 「いじめ対応、自殺予防」

北海道中学校長会 経営部幹事

北 村 剛(千歳市立駒里小中学校)



「危機管理と生徒指導」について、特に、「いじめ対応」と「自殺予防」等の対応について、管理職のリーダーシップという観点から、学校の現状と課題についてお話しさせていただく。

いじめの対応にあたっては、令和5年10月に発出された「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」や「誰一人取り残されない学びの保障に向けて～文

部科学大臣メッセージ～」を踏まえ、学校が安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要と考える。いじめの重大事態の発生件数も令和6年5月に示された全日中総会資料による発生件数は923件であり、過去最多となった。本道でも令和3年には14件となり、前年度より3件増加している状況である。

改めて私たちは、いじめの重大事態化を防ぐために「早期発見・早期支援」を強化していく必要があり、「いじめの早期発見の強化」については①アプリ等による「心の健康観察の推進」、②子供のSOS相談窓口の周知（一人一台端末を活用＜再掲＞）、③より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の配置充実が、文部科学省からも示された。

学校現場においては、校長が危機感をもってリーダーシップを発揮し、「チーム学校」で一体となって取り組んでいる。道教委からも令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、同年4月にはいじめ防止対策等が着実に推進されるよう「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」が見直されたところであり、積極的な認知を進めるとともに、早期の組織的な対応や関係機関との連携を更に強化していく方向で進めている。

いじめの認知については「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、いじめに関する認知件数は、小学校28,387件（前年度18,552件）、中学校4,256件（前年度2,906件）であった。前年度より認知件数は増えており、どの学校においても積極的な認知を進めていかねばならないと受け止めている状況がうかがえる。

そのため、石狩管内では、年2回の調査に加え、各市町村や学校独自のいじめ把握の調査を行い、認知を進めている所もある。千歳市においては、道のいじめ調査に加え、市独自の調査により、年4回行っている状況である。また、年2回のハイパーQ検査の実施により、児童生徒一人一人の状況や学級・学年集団の傾向と個々の児童生徒との関わりを客観的なデータに基づき、実態を把握することを進めている。

現場の課題としては、児童生徒支援の加配職員の活用に加え、SC・SSWをはじめとする外部人材の

有効な活用を進めているところであるが、いじめ対応にはまだその人員が不足していると感じているところだ。当管内においては、7市町村のうち、未配置の地区もあることが現状である。

このような状況を踏まえ、次の2点について道教委としての今後の施策や支援についての方向性をお聞かせいただきたい。

1点目は、いじめ問題の対応等に関わる人的配置の拡充について。

令和6年度の当管内においては、各市1～3名のSSWを配置しているが、未配置の町村もあることから、SC・SSWといった支援スタッフに係る人的配置についてのお考えや見通しについてご示唆いただきたい。

2点目は、「いじめ」「自殺予防」における取組及び指導体制の一層の充実について。改訂された「生徒指導提要」の内容を踏まえ、児童生徒の自殺予防に向けては、教職員用資料を校内で研修等に活用し、教職員一人一人が現状を確実に把握するとともに、未然防止に関する対応等について理解を深めてきた。

各学校においても「SOSの出し方に関する教育」等の推進により、積極的に取り組んできたが、児童生徒の自殺者数の推移（厚生労働省「自殺の統計」）では、令和2年度499名、令和3年度473名、令和4年度514名となり、平成26年度の278名から8年が経過して、1.8倍と増加傾向にある。

そこで、校長のカリキュラム・マネジメントとして、校内体制における「自殺予防」の一層の充実を図るための留意点及び道の考え方等を御示唆いただきたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

提言3の不登校対策について、各校長のリーダーシップの下、「北海道不登校対策プラン」に基づき組織的に取り組んでいただいていることに感謝申し上げる。

一点目、今年度、生徒指導・学校安全課内に新設された不登校児童生徒支援係の具体的な活動状況について、「北海道不登校対策プラン」の着実な実施に向けた進捗状況の把握、校内教育支援センターの設置促進及び機能強化を図るための推進事業の展開、各種協議会及び研修会等の開催、調査業務、実践事例の普及啓発の他、不登校に係る相

談電話への対応に加え、今年度は国の調査研究の委託を受け、メタバースを活用した不登校児童生徒の学習支援や教育相談、保護者の会、進路説明会等を行うことを予定している。

メタバースを活用した不登校支援については次年度以降も継続・拡充していけるよう、現在、実施体制の構築について検討しているところであり、広域分散型の本道においても不登校により学びや支援にアクセスできない児童生徒を減らしていくことができるよう学校、市町村教育委員会と連携した取組を進めていきたいと考える。

次に二点目の校内支援センターのスタッフの充実について。道教委ではいじめ・不登校などの児童生徒の生徒指導上の諸課題の対応のため国の児童生徒支援加配を活用し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校などに対し教員を加配しているところである。

道教委としては、多様化・複雑化する児童生徒の生徒指導上の課題に対し、より適切に対応するため、国の定数改善が必要と考えており、児童生徒支援加配措置の拡充について今後とも全国都道府県教育委員会連合会と連携し、国に対して要望してまいる。また、スクールカウンセラーについて、道教委としても学校の教育相談体制や地域における支援体制を一層充実させる必要があると考えている。生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡大に向け、国に対して、スクールカウンセラー等活用事業の補助率の引き上げを含め、要請しているところであり、今後も全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に対して要望してまいる。

次の提言4のいじめ対応・自殺予防の一点目、人的配置の拡充について。いじめ問題にかかわる人的配置について、国は「いじめ防止対策推進法」第5条及び第10条の定めにより、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政措置を講ずることに努めるとされている。令和6年度予算において、いじめ防止、不登校対策関係予算において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実のため、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」等、補助事業により、いじめ等様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、相談体制の充実に取り組んでいる。

加えて、義務教育国庫負担金において、中学校における生徒指導や学びの多様化学校への支援、また、補習等のための指導員等の派遣事業において、学習指導員等の配置拡充について計上しているところである。道教委においても前述の国の補助授業を活用しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めている。令和6年度のスクールカウンセラー活用事業については、必要な予算確保に努め小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校、併せて1,992校に配置校を拡充している。

また、未配置校において、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングの実施対象を不登校以外の事由であっても実施できるよう、対象を拡充するとともに、緊急に児童生徒の心のケアを必要とする案件が発生した場合には、スクールカウンセラーの緊急派遣を実施できるようにしている。

スクールソーシャルワーカーについては、国の補助制度、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用し、希望する市町村との委託契約により市町村に配置する他、委託契約をしていない市町村や公立学校に対しては、道教委が任用したスクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を整備している。令和6年度のスクールソーシャルワーカー活用事業については、委託契約した市町村教育委員会の数が2市町増加し、43市町とし、道教委で16名のスクールソーシャルワーカーを任用したところである。また、市町村教育委員会からの申請がない場合であっても、教育局長がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣が必要な事案が生じていることを把握した場合、当該市町村教育委員会と協議の上で派遣することができる、アウトリーチ型の派遣も実施することとしている。

道教委としては、「スクールカウンセラー活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」は、学校教育相談の体制の充実を図る上で重要な事業と考えており、引き続き、国に対して配置拡充や補助事業の充実に向け一層の財政措置を講じることを要望してまいる。

最後に、指導体制の一層の充実について。生徒指導が一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在および将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動

全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが重要となる。生徒指導の充実を図るためには、学校全体の共通理解と取組が不可欠であり、生徒指導が学校全体として組織的・計画的に行われていくことが求められる。

自殺予防教育についても同様であり、第一に校内設置組織内で自殺予防教育を行う必要性、意味について確認し、具体的に年間指導計画の中でどのように自殺予防教育を実施していくのか計画を策定する。道教委では高校向けではあるが、児童生徒の自殺を予防するためのプログラムを作成しており、援助希求的態度の育成、早期の問題認識、ストレス対処スキルの育成の3つの目標を設定している。また、3つの目標を達成するための取組として、9時間分の核となる授業の学習指導案を例として示している。

また、自殺予防を直接テーマとする教育を実施するためには、それ以前に児童生徒の実態に合わせて自殺予防教育につながる様々な取組を行うことが求められる。日頃実施している教育活動の中に自殺予防に焦点化した教育の下地づくりとなる内容が多く含まれていることを認識し、自殺予防教育と連動させて行うことが児童生徒及び教師の抵抗感を少なくすることにつながる。下地づくりとなる既存の教育活動としては、生命を尊重する教育や心身の健康を育む教育、温かい人間関係を築く教育などがある。

また、これらの教育活動を充実させていくためには、児童生徒の些細な言動から、個々の置かれた状態や心理状態を推し量ることができる感性を高めることや、困ったときには何でも相談できる児童生徒と教師との信頼関係づくり、相談しやすい雰囲気づくり、保健室、相談室などを気軽に利用しやすいところにする居場所づくりなど、児童生徒の心に寄り添う校内の環境づくりも重要となる。

各学校においては自殺予防教育の充実に向け、核となる授業の単発での実施ではなく、下地づくりの教育や校内の環境づくりと関連を図り、学校の教育活動全体を通して実施するようお願いする。なお、道教委では自殺予防教育ポータルサイトをウェブページに掲載して情報発信しているので参考にしていきたい。

○提言3、4に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

- 各地区における不登校児童生徒への校内支援体制の実際
- 不登校児童生徒支援に係る学校、家庭、地域、関係機関との連携のあり方
- 校内いじめ対策委員会の取組

第3分科会／「持続可能な教育の実現について」
(司会 北海道中学校長会研修副部長 田丸 明史)

○提言1

「新たな教師の学びの姿」

北海道中学校長会 情報部長

橋 本 正 之 (訓子府町立訓子府中学校)

代理 北海道中学校長会 理事

嶋 本 敏 幸 (増毛町立増毛中学校)



令和4年12月の中教審答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」において、教師に求められる資質能力として、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別支援、⑤ICT、情報・教育データの利活用と明示された。また、北海道においては「北海道における教員育成指標」に基づき、教職員が主体的、自律的に研修を行うよう校長が対話に基づいた受講奨励を進めるように努めているところだ。

昨年度からの実施により、学校現場においては教職員が自己診断シート等を活用することで、自分自身の現在の状況を把握するとともに、校長と面談をするなどして課題を明らかにしたりキャリアの方向性を定めたりするなど、教職員が今後必要な資質・能力の向上に向けて研修に励む姿が見られるようになってきた。学校現場の実態の一例としては、クラウドを活用した授業実践や情報交流等のミニ研修を実施している学校、校内研修とは別枠でオ

ンライン研修を数回、対面による研修を1回程度という目標を設定して多くの教職員が熱心に研修に励んでいる学校など、各学校において創意工夫しながら研修の充実に努めている。

また、コロナ禍後ということもあり、対面による研修機会が増えたことで、他校の教職員同士で授業実践や悩み相談などより効果的な研修となっている実態も増えてきている。

ただ、その一方で研修への参加には消極的な教職員の存在も一定数見られることから、校長としての受講奨励の工夫や教員が研修に参加しやすくなる校内体制の整備など、今後進めていかねばならない課題も少なくない。

そこで次のことについてご示唆をいただきたい。

「北海道における教員育成指標」に基づいた「新たな研修制度」により、教職員が資質・能力の向上を図れるように、各種研修会の在り方、教職員が主体的に学び続ける多様な研修方法、一人一人の教職員の機会を時間と旅費等の両面における保障など、校長が配慮すべき事項も含めて、北海道教育委員会の見解や見通しについて御示唆をいただきたい。

○提言2

「部活動の地域移行」

北海道中学校長会 対策部幹事

小 泉 寧 (新十津川町立新十津川中学校)



現在、生徒の望ましい成長、及び、教師の働き方改革推進のため、部活動の地域移行については国の改革推進期間、及び道の計画期間で令和5年から7年にかけて、進行しているところだ。部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるため、道教委として、令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を示された。その中では、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続

して親しむことができる機会の確保に向けた、北海道における具体的な取組と、今後のスケジュールや、市町村の取組・実施の際のイメージ等について記されている。今現在、その内容に沿って、地域（市町村教育委員会等）と学校との連携・協働が、全道各地において積極的に進行しており、学校としても大変ありがたく受け止めている。

また、その推進計画の中においては、「指導者の確保が困難」である前提で、「人材バンクの整備」及び「財源の確保についての助言」を示しており、特にホームページ上において、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」が公開され、運動・スポーツ、文化・芸術における地域クラブ活動の指導者の登録・募集が行われており、地域移行に向けての積極的推進が図られていると受け止めている。

一方では、本件にかかる地域との検討会等の場において、移行にあたっての課題の多さが話題にあがり、特に「指導者の確保」「予算の確保」といったキーワードが聞かれることが増えているように見受けられる。

また、市町村によって部活動の地域移行の進捗状況に大きな差が生まれているとの状況も聞かれている。

私の在籍している新十津川町においても、今年度、部活動地域移行検討協議会が開催され、部活動の地域移行についての議論が開始された。少子化が進行し、本校でもサッカー部や野球部は合同部活動で中体連大会に参加した。学年によっては部活動への参加者が大きく変動し、学校単独では維持できない部活動も出てくることが予想されている。今後、子どもたちが継続して参加できる体制づくりについて、近隣の市町との連携、拠点校方式や少年団の受け皿など、持続可能な体制をどうしていくか、あらゆる方向性を探し、進めていこうとしているところである。

「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」に示されている内容について、次の2点について道教委の皆様にお伺いしたい。

1点目は、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」の中で、地域クラブ活動の指導者の登録が行われているが、現在の整備状況とその活用状況、そして、指導者の人材確保のための財源についてである。

2点目は、推進計画では、「市町村における取組状況を定期的に把握し、指導助言を行う」と示されているが、この点において、各市町村の部活動の地域移行の進捗状況、及び、助言の状況について、そして、今後という点で、令和8年度以降に想定される「平日の部活動の地域移行」についての見通しについてである。

以上、道教委のお考えや今後の見通しを御示唆いただきたい。

【回答 教職員育成課】

ご提言いただきました「新たな教師の学び」については、各学校において新たな研修制度の趣旨を踏まえた取組が推進されているところと思っている。厚く御礼申し上げます。

ご質問いただいている点のうち、まず、各種研修会のあり方、教員が主体的に学び続ける多様な研修方法についての実例として、今年度から新たに国が導入した「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」は教員一人一人が職場のタブレット端末などからログインし、教職員支援機構（NITS）、道教委や道研、道教育大学を含む全国の教員養成大学などが作成した研修動画を現在約400件視聴することが可能となっており、今後追加されていく予定となっている。また、道外では大阪教育大学において教員の勤務状況を踏まえ、10分から15分程度で一つの研修が完結するマイクロラーニング形式のオンライン研修教材を提供しており、今後、そのマイクロラーニングと対面研修を組み合わせた研修プログラムを開発する実証実験を行う予定と聞いている。今後は、教職員各自がオンライン動画を視聴し、その後、校内研修や地域のオンライン研修について、協議を中心に短時間で実施するような研修などを含め、よりICTを活用した研修の機会が拡充されていくと考えており、教員一人一人が主体的に学び続ける研修の機会の確保、特に時間という観点においては有効な手立てではないかと考えている。

また、旅費については、校長会からも校内研修旅費の確保について毎年度ご要望をいただいているところであり、道の財政状況が厳しい中、教員一人あたりでは、ここ数年、同程度の予算を確保してきているところである。各市町村の執行状況においては、当初予算額を全額執行している市町村が約

20%ある一方で、年間の執行額が50%にも満たない市町村が依然として約15%程度あり、全体の執行率は約80%、全体の予算総額、約8,700万のうち、執行残額が全道で約1,800万円となっている。引き続き予算を確保していく上でも計画的・効率的な執行に努めていただくようお願いする。

一方で、地域の研修活動の支援を目的に経費を措置する「地域連携研修」については、今年度、一部予算額を超える申請があり、全道の59の地域に経費を措置したところである。

当課としては、各地域での主体的な学びが推進されているのではないかと考えている。一部ご紹介すると、後志管内の岩内町や蘭越町においては、高校教員が小・中学校などで乗り入れ授業を行うなどの実践を踏まえ、近隣町村の垣根を越えて、地域全体で子供の学力向上を図るため、地域の小・中学校と高校で合同研修を実施する事例や、根室管内の中標津町においては、管内唯一の中標津支援学校が、児童生徒の継続的な学びをどう進めていくかについて、近隣市町村の小・中学校と合同研修を実施する事例など、学校種別を越えた事例も多く見られるようになってきている。特に、地方においては若年層の教員の割合が非常に高くなっているとともに、学校自体が小規模校化し同じ教科の教員どうしの研修機会の確保が課題となっており、皆さんも実感として感じていらっしゃるのではないだろうかと思うが、そうしたことを踏まえ、学校の種別を越え、地域全体で教員どうしが学び合う環境を整えていく必要があるという危機感の下、地域の子供の12年間の学びを一体的に捉えて合同で研修を実施する事例が多くなってきたと感じている。これらの事例に共通する点は、各学校の校長の皆さんが地域の課題を把握しその課題を踏まえ、学校や地域の教育資源を活用しながら、協働で教員を育成していこうとするビジョンを構想し実践していく力、まさに、校長のリーダーシップの力ではないかと考えている。これらは令和4年の中教審答申において、管理職に求められる資質・能力として示されている、まさに、アセスメントやファシリテーションに関する力であり、道の学校管理職の育成指標においても、これまでも位置づけてきているところである。道教委としても教員の資質・能力の向上に関して、校長の皆さんのリーダーシップが発揮できるよう施策を推進していくこととしているので、今

後とも宜しく願いたい。

【回答 部活動改革推進課】

部活動の地域移行に関して、1点目、サポーターバンクの整備状況、活用状況についてであるが、各地域において指導者の確保が大きな課題となっていることから、昨年3月にサポーターバンクを設置し、募集をしているところである。地域や種目にばらつきはあるが、7月現在で317名の方々に登録していただいている。各市町村からの照会に対しては教育局において対応しているところである。任用実績については、現時点で道立、市町村立を合わせて、まだ少ないのだが26名となっている。今後、ホームページや国の事業による各種イベントなどで周知を図っていきたいと考えている。札幌市などとも連携しながら登録者の拡大に努めてまいる考えである。また、教育大などに機会があればチラシの配布などをしながら、少しでも確保できるよう努めていきたいと考えている。

2点目、地域移行の進捗状況と令和8年度以降の見通しについて、まず、現在の道内市町村における進捗状況についてであるが、各地域における内部検討の実施や協議会の設置、そして、住民説明会の実施、休日の地域移行、こうした状況から説明すると、道内ほとんどの市町村では内部検討は終えており、次に進む段階の協議会の設置については、178の市町村中140近くの市町村が設置しているところである。住民説明会についても110を超える市町村が実施、一部でも休日の地域移行が行われた市町村数は71となっている。昨年度からかなり進み、大きく数字が伸びているところであり、今年も、もうすでにかなり進めているところもあるかと思われる。

地域移行の助言等については、教育局のサポートチームにおいて市町村からの要請や、また、局独自で作成しているロードマップを活用するなどして、把握している取組に苦慮している市町村に対して助言や情報提供などを行っているところであり、昨年度の数値ではあるが、各地域からの要請などに対応したアドバイザー派遣については、43の市町村から要請があり派遣したところである。各地域において、地域移行に関する取組が着実に進んでいるものと考えている。

次に今後の見通しについてであるが、国のガイド

ラインや道の推進計画に基づき、令和7年度までを重点の期間として進めているところであり、道教委としては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、子供たちのスポーツや文化・芸術活動の体験機会を確保するため、運営団体の整備や活動場所・指導者の確保、保護者の費用負担軽減など、色々な課題があるが、こうした課題に対しては教育局のサポートチームやアドバイザーなどの活用などにより支援し、円滑な地域移行に向けた各種取組を進めていく考えである。

なお、令和8年度以降については改革推進期間終了後における国の取組の方向性が現在まだ示されていないことから、その動向を注視しながら今後の取組を検討してまいる考えである。おそらく、来年の春過ぎ以降には国の考え方がある程度示されるのではないかと考えており、その内容を踏まえ、推進計画の期間を変更していくのか等の検討を進めていくことになるかと思われる。

その他、平日の地域移行について、先進的な取組が進んでいる地域のスポーツクラブなどでは「休日だけでは、なかなか指導の一貫性がもてないから、休日だけでなく平日も」という声も若干あるようである。平日の地域移行についても、可能などから進められており、例えば、少年団を活用するなどして小・中で活動したい、それに加えて、人数が少ないので、高校の方も一緒に活動したいというところもあると聞いている。各地域の実情で随分違う形で進んでいるようであり、それぞれの市町村ごとに色々な対応を決めていく必要があるのではないかと考えている。まずは、できる種目の休日の地域移行からというスタンスで進めており、課題の状況を見ながら、今後も平日の検討をどうしていくのかについて、国の意向を見ながら進めてまいりたいと考えている。色々と進めていく中で困り感もあるかと思うが、教育局を通じて情報を提供していただければと思っている。

その他、部活動の地域移行について、当課に保護者や地域の方々から電話や相談が寄せられている。大会参加の精選などが進められているが、保護者や生徒への十分な説明がない中で急に大会参加がなくなったという声も受けているが、そういったことに対しては少し丁寧に説明していただき、説明をすると御理解いただけることがほとんどであるので、少し丁寧な対応をお願いしたいと思っている。

また、今の部活動の種目をそのまま同じ種目で地域移行することは、難しくなっている。皆さんもご存じのとおり、地域では子供の数が非常に多く減ってきている中で、もうチームを構成することができないということで、どんどん自然消滅的になくなっているという状況が結構あるかと思われる。それを合同部活動や拠点校という形で対応している部分もあるが、それすらも距離的な問題もあってできないということもあり、今ある野球やサッカー、バスケットボールなどという形ではなく、例えば、大人から子供まで一緒に活動できる体を動かせるスポーツに取り組むという組織を作っていたりなど、今の種目を拡大していくとか移行するという考えではなく、新しく子供たちのスポーツする機会を失わないよう、指導者や受け皿を考えながら進めていただくのが正しいのではないのかと思っている。ただ、この問題は道教委だけではなく、スポーツ振興という部分も非常に重要。地域移行の受け皿となる場所は、子供から大人までを対象とした総合型スポーツクラブが受け皿になるケースが多いのだが、小さい市町村だと、なかなか設置されていないという状況がある。その辺に関しては、我々も国の実証研究の中でスポーツ振興の充実という面で、そういったスポーツクラブの支援なども行っているところであり、少しでも受け皿が広がるようにと考え、取り組んでいる。

また、地域クラブ活動の実施主体に対する財政支援の状況がかなり厳しいということもあり、拡充や柔軟な対応をしていただきたいということで国への要望活動の重点として取り組んでいるところであり、今後も要望が反映されるよう引き続き取り組んでまいりたいと思っている。

その他、保護者の負担軽減の一つとして、地域移行の受け皿となる団体への支援になるのだが、収益還元型の自動販売機を設置しようという取組を行っている。今回、自動販売機を設置することとなった安平町の早来学園では、地域のスポーツ活動のために体育館の開放を行っており、そのような活用実態があることもあって、校内に自動販売機を設置する形となったもの。8月7日には、道教委の教育部長がキックオフイベントに参加することになっている。安平町では、既に地域移行がかなり進んでおり、大塚製薬さんが自動販売機を設置して商品を提供し、その収益の一部を町内の総合型地域

スポーツクラブであるアビススポーツクラブに還元するというので、関係者で協定を結ぶこととなっている。

○提言1、2に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

- ・地区の各学校におけるPlantの活用について
- ・校内研修旅費について
- ・部活動の地域移行に係る指導者の確保について

○提言3

「GIGAスクール構想の実現」

北海道公立学校教頭会 副会長

阿 部 智 子 (函館市立青柳中学校)



函館市中学校教頭会では研究の視点を「教育の情報化に関すること」とし、副題を「学校生活を豊かにするための、望ましい教育環境整備と教頭の関与の在り方」としてICT環境の整備や活用の在り方について昨年度から取り組んでいる。

コロナ禍を機に一人一台端末の普及が一気に進み、学校教育の中にICTの活用が浸透してきている。函館市でも「令和の日本型学校教育」を構築し、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基本的なツールとして、ICTは必要不可欠なものであるという共通認識の下、そのために教頭がどのように関わるべきか研修を深めているところである。

函館市では令和3年に一人一台端末が導入された。また、令和4年には全学級に大型モニターを設置し、さらに学習用アプリを導入するなどICT環境の充実が図られ、計画的な整備を進めている。

成果の一例を紹介する。学習用アプリの導入により、教材や使用できるサービスが限られている

が、生徒が自分の苦手とする分野やいわゆる躓きを覚えた学年の問題に遡って家庭学習を行う等の個別最適な学びを進めることが可能となった。

また、学校評価へのフォームの導入等、校務での活用が働き方改革の推進にもつながっている。今年度は全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査や道のチャレンジテストも学習用端末を使用しての実施となり、効果的な活用についてより研修を深めていくことが求められている。

その中で課題として次のような点があると考えます。

1点目は、タブレット端末の更新について。一人一台端末となってから3年あまりが経過し、毎日使用中で故障等の不具合も多くなってきている。タブレット端末の更新も考える時期となってきているが、更新に際し、これまで使用しているものと同じ種類の端末なのかどうか、また保護者負担による購入であるBYODがのぞましいのかなど考慮すべき点が多くあると感じている。タブレット端末の更新について進捗状況や方針等をご教示いただきたい。

2点目は、校内ネットワーク回線の整備について。校内でタブレット端末を使用する場面が増えている。所属校では議案書をデータで配布し、タブレット端末を使用して生徒総会を実施しているが、全校生徒が一度に使用するとWi-Fiの使用速度が不十分な状況だった。人数がある程度多い学校では、全国学力・学習状況調査の質問紙調査やチャレンジテストの際も実施時間をずらすなどしてタブレット端末を使用している。Wi-Fiのルーターの設置数の増加など、ネットワーク回線速度の安定化・高速化をはかることでより一層学習での活用が広まるのではないかとと思われる。

GIGAスクール構想のさらなる推進を図るために、北海道教育委員会としてどのように構想されているのか御示唆いただきたい。

○提言4

「若い世代にとって魅力ある職場環境の整備」

北海道公立学校教頭会 副会長

古 村 俊 大 (帯広市立帯広第四中学校)



学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第3期)を迎え、ICTの活用や勤務時間の管理、コアチームによる改革推進など、各校の取組により一定の時間縮減の効果を上げた。

帯広市の一般教員の時間外在校時間においても、令和2年10月から令和5年10月を比較すると小学校教職員で7時間減(27時間47分)。中学校教職員で18時間減(42時間25分)と、成果は表れている。ただ、教頭についてはそれほどの縮減は見られず、令和5年帯広市における1年間の時間外在校時間の月平均は小学校で52時間4分。中学校で46時間39分。中学校での主幹教諭配置有無での勤務時間での差異は、有の場合は月平均8時間37分少ない状況だった。

また、令和6年3月に十勝教育局で実施した「十勝管内学校管理職を対象にした意識調査(回答249名)」では、教頭選考受検者の受検理由は、管理職からの促しが85.9%であり、教頭受検の意欲減退理由として、①業務量が多い87.1% ②勤務時間が長い79.5% ③調査・メール処理、事務処理が多い68.7%の3項目が上位を占める。

将来的に管理職となる今後の学校教育を担う若い世代にとって、魅力ある職場環境であるためには、教頭業務の魅力向上、業務量の削減、軽減は不可避である。さらに資質・能力に応じ、適切に校務分掌を配分し、積極的に学校経営に参画させることで、主幹教諭や主任層といったミドルリーダーが活躍できる心理的安全性の高い職場の創出、維持が必要と考える。

そのために重要と考える3点について説明させていただく。

1点目は、教頭の労働に関するパラダイムシフトを起こすこと(価値観転換)。教頭は地域の何でも屋、新しい業務は教頭がやればいいといったこれまでの慣習やしきたりを転換するために、地域や保護者の方々に教頭の業務への理解を促進し、時代に合ったものにしていくことが必要である。様々な機会を通じて、学校における働き方改革の取組を説明することが大切だと考えている。

2点目は、学校・教師が担う業務に係る3分類による役割分担の徹底である。業務の優先順位や思い切った廃止、学校内外との関係において適切な業務分担、役割分担の一層の見直しを3分類に基づき進めて行く必要がある。これまで行ってきた業務や学校が関わる地域の事業について、適正に業務分担をしながら、地域の方々との協働体制の構築を大切にしている。

3点目は、主幹教諭の活用について。主幹教諭は、管理職と各教職員のパイプ役となり、その意思疎通や理解に寄与し、若年層との価値観の隔たりを埋める重要な役割を担う。教頭・主幹教諭に業務が集中しないよう校務担当者の業務内容を再配分しつつも、主幹教諭はミドルリーダーの牽引役であり、「心理的安全性の高い職場づくり運営」の核であると考えている。今後の主幹教諭の配置増を切に願っている。

以上、取組状況と今後について説明機会を頂いたことに感謝申し上げ、北海道教育委員会として御示唆をいただきたい。

【回答 ICT教育推進課】

まず、GIGAスクール構想の実現について、一つ目は一人一台端末の更新についてであるが、国のGIGAスクール構想に基づいて令和2年度から3年度にかけて整備されてきた義務教育段階の一人一台端末については、昨年の国の補正予算によりその更新に係る経費が措置され、今年度から令和10年度にかけて更新が行われる予定となっている。北海道では令和2年度からの一人一台端末導入時ににおいて各市町村それぞれ調達を行ってきたところだが、GIGA第二期では国からの補助要件として市町村の事務負担軽減やスケールメリットによる端末サービスの調達、端末の利活用等に係るノウハウの共有による業務改善のため、原則として都道府県単位での共同調達により更新を行うことが示されて

いるところである。道教委では国のガイドラインに基づき、共同調達を円滑に進めるため北海道と道内全市町村教育委員会教育長をもって構成する共同調達会議を設置しており、実務レベルでの検討を行うため、共同調達会議、課長級レベルの事業部会、担当者レベルの作業部会を設置し、OSごと、Chrome、Windows、iPadごとの端末の共通仕様書や調達事業者の選定方法について、今年度端末更新を行う市町村の要望を踏まえながら検討を行い、国の学校DX戦略アドバイザーの方々にも、共通仕様書や調達事業者の選定方法についてご意見をお伺いしているところである。今年度、令和6年度分の共同調達については、先日7月31日に第2回共同調達会議を開催し、端末の共通仕様書や調達事業者の選定方法について決定いただき、Chrome OSについては6自治体で1,427台、iPad OSについては4自治体で544台を一般競争入札により共同調達することとしたところである。今後、9月に一般競争を入札し、今年度末までに調達を希望する市町村に納品されるよう事務を進めているところである。なお、令和7年度分の共同調達については全国的にも更新希望が集中しており、北海道においても更新予定の9割近くが集中している状況である。今年度から共同調達に向けた検討を進めていく予定としており、更新される機種、端末の種類等については設置教育委員会と十分に協議をしていただきたい。

次に二つ目、校内ネットワーク回線の整備についてであるが、GIGAスクール構想が目指す個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実のためには、端末の整備と高速ネットワークの整備が不可欠である。昨年11月に国が全国の公立小・中・高校を対象に実施した簡易帯域測定調査では、国が定めた学校規模別の当面の推奨帯域を満たしている学校は全国で21.6%、北海道内では、札幌市を含め35.5%に留まっているところである。国では4月に教育DXに係る当面のKPIを定め、その中で必要なネットワーク速度が確保済みの学校を令和7年度までに100%にするという目標を掲げている。先ほど説明した一人一台端末の更新に係る国庫補助要件として、共同調達以外に各地方公共団体に対し必要なネットワーク速度の確保に向けた課題の特定、改善等のスケジュールを定めるネットワーク整備計画を作成し公表することも端末の補助要件の

一つとしている。こうしたことから、学校のネットワークの改善は急務となっている。

また、ネットワークの不具合の原因は様々であり、その特定が改善の前提となるが、学校のネットワーク改善には一定の専門的な知識が必要である。人材によってはネットワーク整備に深い知見を有する職員の確保が難しい場合も想定されるため、国が策定している「学校のネットワーク改善ガイドブック」を参照しながら、学校と教育委員会によるセルフチェックを行う他、専門事業者などによるネットワークアセスメントの実施などによりネットワーク改善に向けた課題の特定を行うことが重要であると考ええる。

今年度、国の補助事業として「ネットワークアセスメント実施促進事業」が実施されている。道教委では各市町村教育委員会に対し、当該補助事業の活用によってネットワーク改善をするよう促している。また、国へはICT環境の充実に必要な恒久的財政措置を講ずるよう要望しているところである。今後も各市町村における小・中学校等のネットワーク回線環境等の改善の取組を支援してまいりたいと考える。

【回答 教職員課】

まず一点目に教頭の労働に関するパラダイムシフトを起こすこととお話をいただいたが、まさにその通りであり、教頭は地域の何でも屋という言葉も言い得て妙であると思いながら聴いていたところだ。どうしても教頭先生は学校の顔という一面もあり、様々な仕事が集まってきがちである。学校における働き方改革を推進していく上では、当然、保護者はもちろんのこと地域の方々の理解や支援といったものが不可欠となり、この度のアクション・プランでも重視する視点として「地域との協働」を掲げている。今回、一緒につけさせていただいている教育長のメッセージがあり、その中でも働き方改革の全ては子供たちにつながるものという思いを学校・家庭・地域をはじめとした社会全体で共有することの大切さといったものを載せている。やはり、学校だけでは働き方改革は進まず、学校運営協議会などで議題として取り上げていただくなど、様々な機会を通じてその思いを共有することが大切であると感じている。

続いて二点目、3分類についてもおっしゃるとお

りであると聴かせていただいた。地域の方々との協働体制の構築を大切にして、というところがあるが、その「大切に」の部分がポイントになっている。どうしても3分類となると業務の削減をイメージしてしまいがちだが、もちろん業務の削減も大切だが、手放す手放さないという二者択一ではなく、これまでの地域との関係性を活かしながら、その結び目を見つめなおしていくというような、ほどこだとか緩やかにするだとか、よりきつく結び直すだとか、そういった作業が必要ではないかと考える。そういったつながりの質を豊かにする作業を丁寧に行ったか否かで後々の役割分担の際にもサポートが得られやすく、緩やかな依存先がたくさん増えていくのではないかと考える。

三点目、主幹教諭の活用について、主幹教諭の配置の有無が月平均9時間弱の勤務時間の差に出ているというお話をいただいた。先ほどの意見交換会の中でも主幹教諭について話をいただいており、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーの役割は大きいものであり、教頭先生が職員室の担任ということであれば、主幹教諭は頼りになるお兄さんお姉さんのような存在なのではと考えており、自走するチームの核と言えるのではないかと。その主幹教諭にとっても、日常的に管理職とのつながりを担うことで当然力量が上がり、そうした方々が管理職を目指していただければ教頭不足の解消にもつながるものということで我々も大変期待している。

また、配置の増というご要望もいただいた。まだ基礎定数化されていないというところがたぶん一番ネックなところだと思うが、主幹教諭に力を発揮していただくためには、どうしても自校昇任というパターンが多く、小学校で18学級、中学校で15学級という基準校であっても、なかなか適任者がおらず、結果、配置ができていないという学校、あきらめている学校もあることから、主幹教諭のなり手を育成していくといった面でも校長会、教頭会の皆様方にはお力添えをいただきたく考えている。

○提言3、4に対する懇談・意見交流では次の内容について交流した。

- ・地区の学校における職場環境について
- ・各学校における一人一台端末の活用について
- ・働き方改革の推進について
- ・端末の更新・仕様について

意見交換会・各課懇談会出席者

◆北海道教育委員会

教 育 長	中島 俊明
学校教育監	山本 純史
教育研究所長	川端香代子
教育指導監	西口 昌司
総務政策局長	伊賀 治康
学校教育局長	伊藤 伸一
指導担当局長	山城 宏一
特別支援教育担当局長	針ヶ谷一義
生徒指導・学校安全担当局長	齊藤 順二
ICT教育推進局長	山口 利之
教 職 員 局 長	谷垣 朗
施 設 課 長	角谷 浩司
義務教育課長	田口 範人
特別支援教育課長	中嶋 英樹
教職員育成課長	松橋 朗
健康・体育課長	国安 隆
部活動改革推進課長	長居 成好
ICT教育推進課長	北川慎太郎
教 職 員 課 長	立花 博史
働き方改革担当課長	内山 史彦
道立教育研究所人材育成部長	成田 仁
教育政策課・課長補佐	林 徹
義務教育課・課長補佐	山田きわこ
義務教育課・課長補佐	田中 智則
生徒指導・学校安全課・課長補佐	石田 暁
ICT教育推進課・課長補佐	石川 源
教職員課・課長補佐	安保 幸
教職員課・課長補佐	遠藤 新理
義務教育課・係長	村元 亨

◆北海道小学校長会

会 長	末原 恵蔵
副 会 長	中田恭太郎
副 会 長	村井 亨

副 会 長	寺本 公彦
副 会 長	大谷 昌史
副 会 長	野口 育子
副 会 長	千葉 一博
事務局 長	田邊 芳明
事務局次長	稲上 敏男
事務局次長	丹野 靖彦
会 計 理 事	村上 智樹
地区理事(経営部長)	近藤 大作
地区理事(対策部長)	半田 健一
地区理事(情報部長)	大西 展史
指名理事(道特協)	佐々木一好
指名理事(へき・複)	小野田年克
地区理事(研修部)	根本 渉
地区理事(研修部)	篠崎 大作
帯広市小学校長会・事務部長	平野 司
事務局・経営部副部長	下山 弘美
事務局・研修部副部長	山田 健一
事務局・対策部副部長	里館 大
事務局・情報部副部長	高畑 均
事務局・経営部幹事	佐藤 美鶴
事務局・経営部幹事	田中 亮一
事務局・研修部幹事	松本 昌也
事務局・研修部幹事	八田 博之
事務局・研修部幹事	西村 貴史
事務局・対策部幹事	渡辺 琢史
事務局・情報部幹事	高原 直樹
事務局・情報部幹事	岩村 鋭介

◆北海道中学校長会

会 長	河村 克也
副 会 長	柴田 真琴
副 会 長	褰田佳奈恵
副 会 長	後藤 正弘
副 会 長	能登 貴英

事務局 長	吉本 将樹
事務局次長	高橋 正幸
事務局次長	山田 誠一
会 計 理 事	伊藤 仁弥
地区理事(経営部長)	小森 享
地区理事(対策部長)	福澤 秀
地区理事(経営部員)	細谷 隆志
地区理事(経営部員)	宮腰屋 由
地区理事(経営部員)	藤田 崇充
地区理事(経営部員)	中田実千代
地区理事(研修部員)	千葉 良彦
地区理事(対策部員)	増田 正弘
地区理事(情報部員)	嶋本 敏幸
事務局・経営部副部長	前田 真志
事務局・研修部副部長	田丸 明史
事務局・対策部副部長	坂本 征人
事務局・情報部副部長	鏡 武志
事務局・経営部幹事	北村 剛
事務局・経営部幹事	寺嶋 裕介
事務局・研修部幹事	川原 明子
事務局・研修部幹事	中井 幸一
事務局・対策部幹事	小泉 寧
事務局・対策部幹事	小田嶋智一
事務局・情報部幹事	高橋 泰明
事務局・情報部幹事	宮田 真基

◆北海道公立学校教頭会

会 長	深澤 一寛
副 会 長	豊崎 東洋
副 会 長	阿部 智子
副 会 長	永井 歩
副 会 長	古村 俊大
副 会 長	新谷 和彦
事務局 長	照井 志暢
事務局次長	柿崎 直哉